平成２７年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第２日目）

日　　時　　平成２７年９月１４日（月曜日）

場　　所　　宍粟市役所議場

開　　議　　９月１４日　午前９時００分

付託議案

（企画総務部・選挙管理委員会）

第　81号議案　平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（市民生活部）

第　81号議案　平成26年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

第　82号議案　平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第　85号議案　平成26年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（８名）

委員長	実友　　勉	副委員長	大畑利明
委　員	稲田常実	委　員	林　　克治
〃	福嶋　　諭	〃	榧橋美恵子
〃	岸本義明	〃	伊藤一郎

欠席委員（１名）

委　員　　山下由美

出席説明員

（企画総務部・選挙管理委員会）

参事	西山大作	企画総務部長	中村　　司
次長兼企画財政課長	名畑浩一	企画財政課副課長兼財政係長	小椋憲樹
次長兼地域創生課長	世良　　智	地域創生課副課長兼地域創生係長	西川晋也

秘書広報課長　森本和人
秘書広報課副課長兼情報通信係長　小河秀義
総務課長　津村裕二
総務課副課長兼人事係長　安井洋子
契約管理課長　井口靖規
契約管理課副課長兼管財係長　椴木隆
契約管理課入札検査係長　石垣貴英

［一宮市民局］

副局長兼まちづくり推進課長　井上憲三

［波賀市民局］

副局長兼まちづくり推進課長　松木慎二

［千種市民局］

副局長兼まちづくり推進課長　幸福定利

（市民生活部）

［市民生活部］

市民生活部次長　長尾一司
市民課長　牛谷宗明
市民課副課長　田路弥生
市民課国保年金係長　岡田美佳
市民課医療係長　田中幸
税務課長　水口浩也
税務課副課長　西田征博
税務課資産税係長　朱山和成
債権回収課長　小谷慎一
環境課長　宮田隆広
環境課副課長兼ごみ減量推進係長　牧野保
環境課環境政策係長　原田渉
環境課生活衛生係長　寺西康雄

事務局

次長　前田正人
主幹　清水圭子
主幹　岸元秀高

（午前　９時００分　開議）

○実友委員長　それでは、ただいまより決算委員会を開催をいたしたいというふうに思います。

まず、改めましておはようございます。本日、決算委員会を開催をさせていただきましたところ、委員の皆様には御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、山下委員から委員会を欠席する旨の届けが出ておりますので、御報告を申し上げたいというふうに思います。

今日は、決算委員会初日でございまして、先日の委員会で私、実友が委員長、そして副委員長に大畑委員が選出をされております。私は非常にふなれな委員長でございますが、副委員長の助けを得ながら、また皆さん方の御協力を得ながら本日から議事審査がスムーズに行われますように、どうかよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

さて、先週末のことでございますけれども、台風に絡みます関東、東北の大災害、これにつきましては大変な報道がされておりまして、遠く離れたこの当地からではございますけれども、被災されました皆さん方に心からお見舞いを申し上げ、またお亡くなりになった方もたくさんおいでになるようでございます。お悔やみを申し上げたいというふうに思うところでございます。

それでは、審査に入る前でございますけれども、何点か私のほうからお願いやら、それから決められたこと等につきまして御報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、１点目でございますけれども、限られた時間でございますので、多くの委員の皆さん方に質疑の機会があるようにしたいというふうに思います。これにつきましては、それぞれ皆さん方の御協力をよろしくお願いをいたします。

２番目なんですが、決算質疑や一般質疑であった事項につきましては、今日も配付をしていただいておりますけども、極力控えていただきまして御審議をお願いしたいというふうに思います。

３点目なんですが、委員会の意見、賛否の確認につきましては、９月17日の最後になりますが、議会事務局の審査終了後にしたいというふうに思います。

４点目には、各委員さんにおかれましては、それぞれ担当部局の要旨やまとめのために必要な事項を事務局の担当と調整をお願いいたしたいというふうに思います。

最後の５点目なんですが、委員会報告につきましては、それをもとに担当部局の正副委員長、それから事務局と取りまとめをさせていただきたいというふうに思い

ます。各委員さんには後日、報告書をお送りさせていただきまして、内容のチェックをいただき、事務局に報告をお願いしたいというふうに思います。

私のほうからのお願いにつきましては、以上のとおりでございます。

それでは、これから審査に入りたいというふうに思います。

暫時休憩をさせていただきます。

午前　９時０３分休憩

──────────────（理事者入場）

午前　９時０３分再開

○実友委員長　それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

おはようございます。企画総務の参事、部長初め担当の皆さん方、本日決算委員会をただいまより行いたいというふうに思います。御苦労さんでございます。よろしくお願いをいたします。

まず最初に、説明に入る前にですが、説明職員の方にお願いを申し上げます。説明職員の説明及び答弁につきましては、自席でお願いをいたします。着席したままでお願いをいたします。

どの職員が説明及び答弁するかが委員長席から判断できないので、説明員につきましては、挙手をしていただきまして、「委員長」と発言をしていただいて、委員長の許可を得て発言をしてください。事務局において、マイクの操作を行いますので、赤いランプが点灯したら発言をしてください。

それでは、参事、部長、よろしくお願いをいたします。

企画総務の場合につきましては、決算に係る全般的な状況につきましても含めて御説明をお願いしたいというふうに思います。

参事、よろしくお願いします。

○西山参事　皆さん、改めましておはようございます。

第66回定例会、８月の31日から９月の30日の間、お世話になっております。これまで条例の一部改正、あるいは補正予算等につきまして審議、議決をいただいたところであります。ありがとうございます。

引き続きまして、本日から御案内ありましたように、17日の木曜日まで平成26年度の一般会計を初めといたします各会計の決算の審査をお願いをいたします。

本日は午前の予定で企画総務部をよろしくお願いしたいと思います。

各会計の主要な施策等につきましては、初日、市長のほうから提案理由の説明という形でなされております。全体的な総括といたしましては平成26年度、いわゆる

生き生きとした地域の創造を目指していこうということで、地域創造枠事業、これの事業を設けたところであります。その中でも大きく３点、ふるさと宍粟の愛醸成、産業振興、健康づくり、この３点を重点的に創造事業で取り組んだところであります。

また、ＮＨＫ大河ドラマの「軍師官兵衛」、あるいは日本酒発祥の地等、宍粟の魅力についてもＰＲをしたところであります。

また、それぞれの地域の方々との協議、合意を目指しまして、学校規模の適正化や幼保一元化、それと公共交通の再編に向けた協議、それと今お世話になっております第２次総合計画の策定等々の協議も進めておるところであります。

それから、国のまち・ひと・しごと創生法、これの施行によりまして、宍粟でも地域の創生、宍粟を創生していこうということで、平成27年３月には国から地域の創生事業の交付金といたしまして補正予算を議決いただいて、繰り越して平成27年度、それの事業を今展開をしているところであります。あわせまして、引き続いて健全な財政につきましても取り組みを実施をしておるところであります。

今日は、企画総務部を中心に５課総務部には課がありますので、副課長以上のそれぞれ各課出席をしております。あわせて各市民局から副局長が出席をしておりますので、委員の皆さん方の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

この後、次長のほうから企画総務部の主要施策の概要の説明、あるいは配付の資料のポイントについて御説明をさせていただきます。その後、各委員さんからの質疑にお答えしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上です。

次長。

○世良次長兼地域創生課長　それでは、失礼します。企画総務部の平成26年度の決算審査に係る説明をさせていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

最初に、資料の訂正をお願いいたします。

資料26ページの職員給与に係る調べにつきまして、下水会計の項目の宿日直手当の金額が12万円と記載されておりますが、こちらはゼロ円の誤りで児童手当の金額40万円が52万円となります。27ページも同様で、それぞれ右端の合計金額も変わってまいります。この２ページにつきましては、差し替え資料を事前に配付させていただいておりますので、それぞれ御確認をお願いいたします。

また、31ページの土地借上料等一覧の公有財産費、県有地購入分の備考欄、土地

合計が６筆となっておりますが、７筆の誤りとなっております。こちらにつきましても訂正をお願いいたします。

資料の作成につきましては、細心の注意をするように注意しておるところでございますが、誤りがございましたこと、改めましておわびを申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

平成26年度の全体の事業概要につきましては、先ほど参事から御説明をさせていただいておるところでございます。私のほうからは、各課の事業概要とお手元にお配りしております平成27年度決算委員会資料につきましての御説明をさせていただきます。

まず、秘書広報課におきましては、市政情報を「広報しそう」を初め、しーたん通信、しそうチャンネルなどを活用して発信するとともに、決め細やかな市政運営を行うために、市民意見や要望を聴取する機会を設け、市政運営に必要な情報の迅速な把握に努めております。

また、情報システムの設備更新とあわせまして内部情報系のシステム更新とクラウド化に着手をしました。

資料１ページには、行政懇談会の出席者数をお示ししております。平成26年度におきましては、市内15カ所で開催し、837名の参加があり、女性の参加率は11%、有権者数に対して約2.5%の参加率となりました。

２ページには、サンテレビでの地域情報番組「サタデー９」の放送実績をお示ししております。

３ページには、しーたん通信としそうチャンネルの加入状況をお示ししております。これまで加入状況につきましては、住民登録世帯数を分母として加入率を算出しておりますが、同一家屋での世帯分離や不在世帯などがあることから、平成22年度の国勢調査の世帯数を分母として加入率を参考までに算出しております。これによりますと、しーたん通信の加入率は92.2%、しそうチャンネルの加入率は54.2%となっております。また、資料の下段には、事業所等の加入数をお示しをしております。

次に、企画財政課におきましては、交付税の一本算定を見据えた健全な財政体質の確立を目指し、第２次総合計画と第３次行革大綱の策定に着手をいたしました。また、ふるさと納税のリニューアルを行い、市内の特産品を返礼品とし、約１億3,000万円の寄附をいただいております。

資料４ページから７ページには、普通会計の決算状況、一般財源、地方交付税、

地方債残高、基金等の推移をお示ししております。

８ページから９ページには、基金現在高の見込みをお示ししております。

10ページには、起債の残高をお示ししております。特別会計のうち、簡易水道会計につきましては、平成26年度より水道会計と統合をしております。起債残高の合計額は677億6,300万円となり平成25年度と比較しまして約29億4,200万円の減額となっております。

11ページから12ページには、起債元利償還金に係る財源を事業ごとにお示しをしております。

15ページには、平成26年度の決算に基づく健全化判断比率の状況をお示ししております。実質公債比率は15.1%、単年度で14.6%となり将来負担比率は136.5%といずれも数値的には改善しておりますが、さらなる改善が必要となっております。

また、16ページ、17ページには、それぞれの比率の算出内訳をお示ししております。

次に、18ページ、19ページには、第２次行革大綱の進捗状況を70項目の項目ごとに計画期間中に達成できるか、その見込みを４段階でお示しをしております。

次に、20ページには滞納状況の10年間の推移を項目ごとにお示ししております。

21ページ、22ページには、債権別の収納状況をお示ししております。

次に、23ページには、ブナ基金、ふるさと納税の歳入状況をお示ししております。既に報告させていただいておりますが、昨年度、ふるさと納税の返礼品を市内の特産品にするなどリニューアルしました結果、全国から約１億3,400万円の納税をいただいております。資料では、使途別の執行実績、活用実績をお示ししております。

次に、総務課に移らせていただきます。

総務課では、住民サービスの向上を目指し、職責・職務能力の各段階において必要とされ、さらに個人能力を高め、組織の総合力を高めるための研修を実施しました。また、12月に執行されました衆議院議員総選挙に当たっては、適正な執行を行いました。

資料24ページ、25ページには、部局ごと、職ごとの職員数をお示ししております。

26ページには、会計ごとの給与と手当の内訳を、27ページには、平成25年度決算との比較をお示ししております。28ページには、時間外勤務の状況を部局ごと、年度、月ごとにお示しをしております。

次に、契約管理課におきましては、市有財産の管理方針にのっとり財産の有効活用を行うとともに、電子入札制度の活用による透明性、公平性な入札執行、公共工

事の効率的な執行と早期発注に努めました。

29ページには、公用車の保有状況を、また増減状況をお示ししております。

次に、資料31ページには、土地借上料等の一覧表をお示ししております。平成26年度におきましては、兵庫県から旧みどり公社跡地１万2,801.83平方メートルを8,760万3,184円で購入しております。

次に、32ページに入札の執行状況を、地域条件別、業種別にお示ししております。

33ページには、市内業者の入札参加資格登録状況を業種別にお示しをしております。

以上、平成26年度の企画総務部の各課の主な事業とそれぞれの実績等につきまして資料の説明をさせていただきました。

この後、事前質疑に対する答弁及びそれぞれの質疑に対して個別に御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○実友委員長　説明はこれで終わります。

これより質疑を行いたいというふうに思います。

まず、通告がございますので、通告に従いまして質疑を行いたいというふうに思います。

２番、稲田委員。

○稲田委員　２番、稲田です。よろしくお願いします。

まず、通告に基づき質疑をさせていただきます。

成果説明書39ページのふるさと納税についてお伺いします。

ふるさと納税の予定額を昨年大幅に上回ったことは大変喜ばしいことだと思っております。私、市内の業者が潤ったとは思えておりません。日曜日の新聞でも宍粟牛に人気が集中し、76.9%が今回の26.8%にとどまったというのは、これ品目が23品目から50品目にふえたこともあるかもわかりませんけども、出荷数を限定したということじゃないかなと思っております。

また、市内宿泊業者が今年から抱き合わせというか、中に含まれておりますが、三セクがほとんどで、出品できることを知らない宿泊業者もありました。今後も好調を維持するため、周知方法も考えていただきたいんですが、今の状況をお聞きします。

続いて、決算書103ページのふるさとづくり事業費の中で、役務費の新聞広告料237万6,000円というのがありますが、この使途内容というのは具体的にどういったものだったのかということをお答えください。

最後に、成果説明書41ページの公用車購入に対してエコカー等を市としても推進されておりますが、車の更新の目安となる走行距離また年数はどれぐらいのものか、また公用車の場合、市内を走ることが多いと思いますが、ハイブリッド車を現在使われておりますが、燃料費等はどれぐらい削減できたのかを質問いたします。

以上です。

○実友委員長　それでは、答弁をお願いいたします。

名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　最初の質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の当初予定額が大幅に上回ったことは大変喜ばしいというような質問だったと思うんですけど、周知方法等について選定基準についての説明だと思います。

まず、周知方法につきましては、記者発表、広報しそう、しーたん放送、それから市のホームページなどを活用し、適宜行っております。募集につきましても、基本的には年２回、２月と８月を基準に募集を行っております。周知につきましては、こういった媒体を用いまして積極的に進めているところですけれど、御指摘のとおり知らなかったというような意見があるということは、こちらも反省といいますか、課題と捉えておりますので、今後また進めていきたいと考えております。

それと、選定基準につきましては、選考要領を定めて、市内で生産、製造、加工される商品、サービス提供を基本に品質管理、安全供給、安全安心及び事業者の責任の明確化などを視点に選考いたしております。基本的には、エントリーといいますか、申し込みがございましたら、そういった基準をもとに選定させていただいて課題等がありましたら、業者にも伝えて改善していただくといったことで、なるべく多く採用するようにいたしております。

２点目、広告費の質問だったと思います。

これは平成26年４月１日、宍粟の日なんですけれど、神戸新聞に見開き半面にインパクトのある広告を掲載いたしております。１面に昭和40年ころの市内農村集落の子どもが集まっている写真を掲載して、題字には「来れ宍粟人」と大きく表記し、ふるさと納税と地域おこし協力隊募集を大きくＰＲいたしております。その広告費に232万2,000円、もう１件は、新聞広告を２月に実施しております。これが５万4,000円、合計が先ほどの質問の金額になります。

以上です。

○実友委員長　公用車については。

井口課長。

○井口契約管理課長　私のほうからは、公用車の購入につきまして、回答をいたします。

まず、公用車の更新の目安ですけども、目安といたしまして20年以上の使用、あるいは20万キロ以上の走行距離ということにいたしております。

次に、ハイブリッド車に更新した場合、燃料費等どれぐらい削減できたかという質疑でございますけども、１年間の走行距離を１万8,000キロとして比較しますと、一般的な1500ccのガソリン車とハイブリッド車では年間５万5,000円程度の削減が図れるというふうに計算しております。また、そのほか燃料費以外にも二酸化炭素の排出量も２分の１に削減されるといったことで、ハイブリッド車の導入を推進しているところであります。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　ふるさと納税についてもう少しお伺いします。拡充されて、かなり財政的にも宍粟市にとってプラスだと思うんですけども、今ずっととられている方法でやっぱりリバウンドというのが僕は不安なんですけれども、やはり品目の充実によって元来これは寄附金であるという認識なんですけども、その寄附金の意図がちょっと違った方向に行かないようにだけお願いしたいなと思っているのは、物によって金額が変わってくるというのは、どうしてもこれ頭打ちが出ると思いますんで、いつも一般質問とかでしているのと同じように、市外に出られている方が本当に宍粟市の施策に対してお金を出してもらえるような方法ということをお願いしたいとずっと思っているんですけども、その中で三セクがずっと宿泊施設を入れている、別に否定するわけじゃないんですけど、どうして三セクばかりに力が入っているのかなと言われる経緯がありまして、別に市内の業者が手を挙げてなかったら、それは別なんですけども、どうしても市として三セクに肩入れしているという意識が強いので、民間企業の民業圧迫とまでは言いませんけども、そこまで優遇される理由があると思うんです。それがどうしても市が管理してたものなんでという思い入れもあるかもわからんのですけども、やはり三セクで利益が出ないということは、民間と比べてやっぱり三セクが優遇されているというのはちょっと問題に思うので、そこは市としての考えというのか、ここに持っていってる、言える範囲で結構です。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　先ほど稲田委員からありましたように、私もふるさと納

税の本来の目的というのは、やはりふるさとに関心を持っていただいて、ふるさとを応援したい、そういったものに対する返戻品であるべきと考えております。ややもすれば、今返礼品合戦といいますか、各自治体でそこばかりがクローズアップされて、本来の目的をちょっと方向がずれるようなことも考えられるんですけど、そのところはやはりきっちりコントロールしていきたいと考えております。

それと、三セクばかりに、宿泊に関していえば、そういうとこに肩入れしているんじゃないかというような御指摘なんですけど、ＰＲのほうはやはり先ほど申しましたように、適宜行っている考えです。やはりそこに関心持っていただいて、こういった選定基準に合うような商品を出していただいて、それが地域の魅力発信に繋がれば、当然民間企業だろうが、三セクだろうが、同じ土俵でやっていくべきだと思いますので、その辺もまたＰＲに課題があるのでしたら、そこもきっちり対応していきたいと考えております。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　そしたら、公用車購入についてもう少しお伺いします。

年間１万8,000キロを目安としてということなんですけども、公用車としての頻度、駐車場を見るとずっとずっと動いているわけではないと思うんですけども、ほとんど市内を走るだけで年間１万8,000キロを大体走行されるわけですか。

○実友委員長　井口課長。

○井口契約管理課長　先ほどの質問にお答えします。

宍粟市につきましては、ハイブリッド化と軽自動車化ということで進めております。それで、市民局管内の土木の監督やとか、そういった距離が短いところの使用については軽自動車化ということで進めております。

それで、契約管理課のほうで共用車ということで、ハイブリッド自動車等を管理しまして、市外、県外への出張については、遠く乗るということでハイブリッドの車を使っていただくというふうにしたいということで進めております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　遠方へ行かれる場合と市内を回られる車によって頻度が分かれているのかどうかわからんのですけども、今、例えばプラグインのハイブリッドであって、充電によってガソリン代が全く要らないとか、逆に長距離走るためのハブリッドとかいろいろ使い分けがあると思いますんで、電気自動車の導入等も含め今後また検討していただきたいと思います。

以上です。

○実友委員長　稲田委員の通告の質疑は終わります。

それでは、９番、榧橋委員。

○榧橋委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。

決算委員会の資料23ページにございます、先ほどふるさと納税のことがありましたけれども、これは課が違うんですかね。事業名がふるさとの森づくり事業とございますが。

○実友委員長　どなたか。名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　具体的にふるさとの森づくり事業を所管しているのは産業部なんですけれど、ブナ基金全体のことでしたら、私のほうでお答えすることができますので、対応いたします。

○実友委員長　はい，どうぞ。榧橋委員。

○榧橋委員　その中に事業名でふるさとの森づくり事業っていうのがございまして、福田自治会と染河内小学校のＰＴＡとございます。これは自治会のほうへぜひともというので、納税者のほうから希望があったものなんでしょうか。また、どのように使われていますか。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　これにつきましては、従来からあったものなんですけれど、自治会とか学校とかが植樹・植栽事業に取り組まれたら、それに対する助成といいますか、補助でございます。もみじの紅葉であるとか、学校でしたら桜の植栽とか、そういったものに活用されております。それをブナ基金を財源として執行いたしております。

○実友委員長　榧橋委員。

○榧橋委員　それで、福田自治会と染河内小学校にという御希望があったわけではなくて、納税者から。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　事業のメニューがございますので、それを自治会とか学校で知られて、申し込みがございました。

○実友委員長　榧橋委員。

○榧橋委員　それでは、ほかの自治会でも要望があれば、そちらのほうにも大丈夫ということですね。はい。ありがとうございます。

続きまして、成果説明書の39ページなんですけれども、職員の研修事業の中で接

遇研修とプレゼンテーションの研修がございます。新人さんにそういう研修をされると思うんですけれども、それがどのように今生かされているのか、お聞きしたいと思います。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　失礼いたします。まず、接遇研修についてですが、毎年、管理監督職の中から１名を選出して兵庫県自治研修所のほうで実施をされます接遇の指導者養成講座に派遣をしております。その講座によって接遇リーダーを養成をしております。その者が帰ってきて、この職場内で主に階層別接遇研修と翌年の新任職員研修の接遇講師を務めるという仕組みをつくっております。

市役所内部における接遇研修においては、接遇に関する基礎知識を習得させるとともに、窓口対応、電話対応、クレーム対応など、そのようなことをメインに研修を行っております。

本年度、決算ではないんですが、平成27年度からは特にそれに加えて外部講師によるマナー、ビジネスマナーに関する研修も取り入れたところでございます。多くの接遇研修を受ける職員につきましては、主に若い職員ということに的を絞りまして、各窓口業務の対応をしていただいておるというふうに理解をしております。

あと、もう１点、プレゼンテーション研修でございます。これも若手職員を特に的を絞っておりますが、まず一つは、昨年度姫路市みゆき通りに設置をいたしました宍粟ＰＲ館「きてーな宍粟」、ここに１年目、２年目の職員を実地研修ということで派遣をいたしました。そのこと自体も職員にとっては非常に有効だったと思っておりますが、その結果につきまして、グループごとに分けて特別職以下幹部職員を対象に研修結果をプレゼンで発表したという、そんな研修を行いました。

また、さらに、入庁１年目の職員につきましては、自分の担当事務、初めてでございます。１年間を振り返っての反省点や次年度、２年目に向けての決意、職場における改善点などを年度末にまとめさせまして、それを各１人ずつ、これも幹部職員の前でプレゼン、発表をさせております。なお、その新人の中から翌年度の新人のいわば見本といいますか、このような形であなたたちも年度末には研修をするというふうな意味で、２年目の職員が新人の１年目の前で研修をするというふうな、そんなことも行っております。それぞれ効果は上がっておるというふうに考えております。

以上でございます。

○実友委員長　榧橋委員。

○樫橋委員　よろしいです。ありがとうございました。
○実友委員長　樫橋委員の質疑については終わりたいというふうに思います。
　次に、大畑副委員長。
○大畑副委員長　それでは、質問させていただきます。ちょっとまとめて質問いたしますので、お答えをいただきたいなというふうに思います。
　まず、先ほどふるさと納税の質疑がございましたので、先にそれからというふうに思うんですが、この審査資料の23ページにブナ基金の歳入状況と活用実績の表があります。これを見ますと、平成26年度執行可能額、ふるさと納税の１億3,400万円にプラス、ブナ基金が2,600万何がしが含まれて１億6,000万円の執行可能額というのがあります。そのうち活用されているのが8,500万円、およそ8,600万円で平成26年度末残額として7,500万円近くございます。この辺が寄附者にとってはそれぞれのここに①から⑥の選択事業がありますけども、そういうものに使ってほしいという意向があるというふうに思いますが、これを十分活用されていないのはなぜか、お聞かせください。
　それから、この表ではありませんが、ふるさと納税、例えば宍粟に在住の方が我がふるさとにということで納税をされている場合があると思います。ですから、宍粟市以外で納税額された金額は幾らなのか、その辺をちょっと教えてください。
　次に、ちょっとこれ絡んでますので、障がい者の就労施設などからの物品等の優先調達についてお伺いしたいと思います。
　これもふるさと納税に少し返礼品として関係があるようですから、平成26年度の優先調達の実績、そのうちふるさと納税でどの程度実績があるのか、お聞かせください。
　それから、物品を市役所が調達されてどのように活用されているのか、教えてください。
　また、物品以外の役務の提供の部分ですね、これについてはどのようなサービスの内容を提供を受けているのか、教えてください。
　それから、もう１点は、この要綱は就労施設のみならず、在宅障がい者も対象にしている事業だと思いますが、その在宅障がい者に対する取り組みまで進んでいるのでしょうか。その辺をお知らせください。
　それから、がらっと変わりまして、成果説明の35ページ、あるいは37ページに関連するんですが、市民参画と協働の推進に関するまちづくりというのがこの企画総務に重点的に関係すると思いますが、幾つかの点について資料提供と説明をという

ふうにお願いしとったんですが、ちょっと資料提供がございませんので、教えてください。

広報、これは重要な市の情報を市民の皆さんに提供する一つのツールでありますけども、障がいのある人、そういう方への配慮と具体的に情報がどのように提供されているのか、教えてください。

それと、パブリックコメントをこの間、制度が続いておりますけども、私個人的には非常にコメントの数が少ないように感じておるんですが、そのパブリックコメント制度の評価について、お聞かせください。

それから、また、市民参画と協働という意味でふれあいミーティング、そういうものがどの程度実施されているのか、教えてください。

それと、しそう光ネット移動通信施設運営費、これが毎年億というお金が使われているんですけども、成果説明書を見せていただきますと、機械の保守点検の委託に係る分と、それから支障移転工事、工事の関係なんかで移転しなければならない場合に必要になるんかなと思うんですが、この辺についてどのような内訳になっているのか、教えていただきたいと思います。

続きまして、成果説明の９ページ、歳出の決算の中で性質別の分類の中の補助費等について、これが昨年度対比で約1.4倍に膨れ上がっております。説明では、扶助費の増加ということが書いてありましたけども、もう少し詳細な説明をいただきたいと思います。

それから、再三これも補助金の使われ方といいますか、そういうものを十分精査をしていくということもおっしゃっておりました。例えば公募型への補助金のあり方に見直していくとか、そういうこともおっしゃっておりましたが、平成26年度ではちょっと無理かもわかりませんが、補助金の精査がどの程度進んでいるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

私の私見にはなりますけど、このもう随分使われていない補助金がそのままであったり、あるいは合併前から全く変わっていないという中身もあろうかというふうに思います。もう少し市民の側からこういう事業をやりたいというような提案型の補助金に変えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、その辺の御意見もお聞かせください。

それから、最後ですが、資料にはございません。最近、ちょっと気になっておりますのは、平成26年度もそうだったと思うんですが、職員さんで病気療養等々、長期で休まれることがあるということとか、早期退職等が目立っております。非常に

病気で長期間休まれるというのは、市にとっても市民にとってももったいない話でして、そういう職員の安全と衛生に関して労働安全衛生委員会というものが開催されていると思いますけども、それの開催と、その内容について少しお知らせをください。

以上です。

○実友委員長　順次答弁をお願いいたします。

名畑次長、お願いします。

○名畑次長兼企画財政課長　まず最初に、ふるさと納税の関連の説明をしたいと思います。

まず、ふるさと納税を財源とした事業につきましては、計画当初、既存事業に充当するのではなく、事業項目ごとの新たな特徴ある事業に活用していくというような基本方針を立てて進めてまいりました。そういった方針のもと、事業を進めていく中で、想定以上に御寄附をいただき、お金がたくさん集まってきたわけなんですけれど、昨年ですと６月以降に非常に件数がふえております。充当事業の調整をする中で、国の補正予算による地域創生先行型交付金事業が始まり、そちらの事業での充当を優先的に進めたことにより、ブナ基金での活用した事業としては少額となっております。平成27年度当初予算では、積極的に基金を活用し、事業を計画いたしております。

それから、もう１点、他の自治体へのふるさと納税としての寄附額につきましては、これは、こちらでは寄附額を把握することはできませんが、平成26年分の確定申告等で寄附金控除を受けられた件数ですけれど、これは72件にのぼっております。寄附金総額につきましては約300万円となっております。ちなみに寄附金控除額につきましては、住民税で127万円の控除をしたということになっております。

以上でございます。

○実友委員長　続いて、井口課長。

○井口契約管理課長　私のほうからは、障がい者就労施設等からの物品の優先調達についてお答えいたします。

宍粟市におきましても平成25年度から推進連絡会議ということで組織しまして、どのようなものが調達していけるかということで検討しております。最初に、調達物品のほうですけども、平成26年度は民生協力委員の返戻金でお盆やとか、ペン立て、それから保育所等の児童へのおやつ、クッキーとかパンなどを合わせて80万円弱の実績となっております。また、これにふるさと納税の返戻金ということで176

万円ちょっとの購入実績がございまして、物品では合計で260万円余りの実績となっております。

次に、役務についてでございますけども、障がい福祉関連の印刷・製本作業、名刺印刷、それに公用車の洗車の作業ということで、合わせまして20万2,000円程度の実績となっております。

それで、物品と役務を合わせますと総計で280万円余りの実績というふうになっております。

次に、在宅障がい者に対する取り組みという質疑でございましたけれども、今のところでは事業所からの調達のみということになっております。今後、在宅障がい者の方から何が調達していただけるかな、また、役務でどのようなものが調達していただけるかなということを検討しまして、可能でありましたら調達していただけるように努めていきたいと、調整していきたいというふうに思っております。

以上です。

○実友委員長　続いて、森本課長。

○森本秘書広報課長　私のほうからは、広報などの情報提供、障がいのある人への配慮と具体の方法についてお答えいたします。

まず、視覚、読みに困難を抱える人への情報提供の方法としましては、市内のボランティア団体であります朗読ボランティア「ふきのとう」、そして、デジタル録音図書の制作ボランティアであります「デイジー宍粟」に御協力いただく中、「広報しそう」を録音したテープ、またはデイジー企画録音図書で聞くようにできるよう、広報紙等を事前に提供させていただいております。

また、聴覚等の障がいにある方につきましては、しーたん通信では事前に登録いただいた方にファクス並びにメールでの送信をさせていただいております。

続きまして、パブリックコメントの制度の評価でありますけども、パブリックコメントにつきましては、市民の皆さんと市政に対する理解、信頼を高め、市民の皆さんの市政への参画と協働を進めるために必要な仕組み、手法の一つであると考えております。

続きまして、ふれあいミーティングの実績につきましてですけども、平成26年度につきましては、25のテーマを準備した中、実績としまして26団体から申し込みがありまして、参加者数708人でありました。分野別で特に多かった分野につきましては、防災でのこと並びに環境・ごみについてのミーティングの要望がありました。

続きまして、しそう光ネット移動通信設備の運営費について、機器保守点検委託

と支障移転工事等の詳細内容資料と説明についてということなんですけども、しそう光ネットの機器保守点検業務の委託料につきましては、平成26年度3,812万4,000円であります。

業務内容の委託としましては、宍粟市の富士通の保全事務所、山崎町鹿沢に設置しておりますけども、そこに事務所を開設し、専属員の２名常駐体制で臨んでおります。それと、宍粟市姫路ケーブルテレビ携帯電話からの24時間の障害の受付対応、また、障害コールから現地到着までの概ね１時間以内で対応をさせていただいております。そして、ハードウエアの製品並びにソフトウエア製品の保守、施設管理システムのデータメンテナンス、センター機器の安全稼働を目的とする点検業務等であります。内容的には、保守労務費が75%を占めているような状況であります。

続きまして、光ケーブル支障移設工事の実績等でありますけども、内容等工事の種別としましては、新規の引き込み工事86件、移設工事127件、復旧工事45件、撤去工事15件、そして総合病院での配線工事１件、増設工事５件、計279件でありました。工事の請負契約につきましては、4,806万7,000円であります。

委員から求められております詳細な資料等につきましては、後ほど提出させていただきたいと思います。

以上です。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　歳出決算の中で性質別分類中、補助費と扶助費が増加した理由につきましてでございます。

まず、補助費につきましては、消防デジタル化工事費に対する西はりま消防事務組合への負担金、簡易水道事業が水道事業へ統合されて繰出金から補助費に区分が変わりました。また、病院事業会計への補助費が増加したことがこの補助費の増加している原因でございます。

扶助費につきましては、国の制度で実施した臨時福祉給付金、子育て世帯給付金事業、それから、さつき園での障がい児の福祉サービス、こういった事業が新たに追加されたことにより増加いたしております。

それから、補助金の精査についてでございますが、平成26年度から全ての補助金を対象に公募制や補助率、補助額についての調査を行っております。必要なものについては所管課のヒアリングを実施しております。見直しにより平成27年度予算や公募制導入などに反映できたものも何件かはございます。

それから、補助金の見直しといいますか、提案型への考え方でございますが、既

存の補助金の中にしそう元気げんき大作戦事業というのがございます。これについては御承知のとおり、自治会であったり地域の団体、サークル等が自主的に活動するものに対して補助金として頑張っていただくといった補助金でございます。これも制度改正しまして３年から５年の長期的な取り組みにも活用できますので、こういったものを有効に活用していただいて取り組んでいただいたらと私は考えます。

以上でございます。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　失礼いたします。私のほうからは、労働安全衛生委員会の開催とその内容について御説明を申し上げます。

安全衛生委員会につきましては、昨年度におきましては２回の開催となっております。内容につきましては、まず職員の健康診断及び健康管理の実施についてということで、健康診断の実施の職員向けのお知らせと診断結果に係る再検査等の徹底と職務専念義務の免除等について承認・決定をいたしております。

それと、メンタルヘルスケア体制の確認ということで、安全衛生委員会として職場からのメンタルヘルスケアの方針を策定をしておりますが、それに基づきます職場のメンタルヘルスケアの推進とその相談体制について、衛生管理者が中心となりますが、その確認及び承認を行っております。

それと、関係事業としてのメンタルヘルスケア研修会の検討ということで、昨年度、管理職、ライン研修として職場の管理している職員に対して管理職がどういう形でかかわっていくかというふうな内容のメンタルヘルス研修会を開催をいたしましたが、それに係る検討を行っております。

それと、職場の安全点検ということで、職場の危険作業や危険箇所の洗い出し及びその結果と対策について検討をし、また承認を行っております。

それと、ストレスチェック制度導入に係る対応ということで、労働安全衛生法が改正になっております。平成27年12月の法施行というふうなことになりまして、内容といたしましては、それこそメンタルヘルスの関係で職員にストレスチェックを義務づけるというふうな内容になっておりまして、今後、安全衛生委員会が中心となってその推進を図っていくに当たりまして、まずはということで、その対応について協議を行っております。

なお、安全衛生委員会の開催自体は少ないわけなんですけれども、先ほども申し上げましたように病気療養の職員が確かに複数存在しております。安全衛生委員会の業務の一環としても、衛生管理者を中心として心のケアサポートや職場復帰に向

けた支援の方法を調整する場合に、メンタルヘルス調整会議というふうなものを開催をするというふうなつくりをこしらえておりまして、平成26年度におきましては延べ９回実施をしております。

以上でございます。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　済みません、ほかの委員さん待っていただいておりますので、できるだけ簡潔に再質問させていただきます。

まず、ふれあいミーティングの実績の関係をお答えいただきましたが、これは予算的に全然上がってきていないんですね。重要な僕は市民参画、協働という意味ではいい試みだというふうに思いますので、もう少しＰＲ方法を考えていただけないかなというふうに思うんです。実際にこういうことができるということを御存じでない市民の方はたくさんいらっしゃるんですね。自治会長あたりはよく御存じかもわかりませんが、個々の市民というレベルではまだ十分浸透できてないというふうに考えております。

それから、補助金の精査についても相当取り組んでいただいているということのようですが、平成27年度の予算への波及といいますか、そういうことをちょっと少なかったように私は認識しております。また、これについてはそれぞれの補助事業の担当課のほうと、またやとりとりをさせていただきたいと思います。

それから、安全衛生の関係、今、津村課長から御答弁いただきましたけども、私、最近職員のミスとか、いろんなことが議会からも強く指摘をされておりますけども、職場の中での人間関係、その辺がそういうミスを誘う要因に僕はあるんじゃないかなというふうに見ているんですね。本当に気持ちよく仕事ができているのか、きちっと目標に向かって仕事ができているのか、その辺がどの程度チェックされているのかというふうに思います。

時々漏れ聞こえるのには、非常に幹部職員からのパワーハラスメントがあるということも聞いております。これはあってはいけないことでございますので、法的にも抵触する問題です。こういうものがきちっと調査をされているのかというところがちょっと私は疑問に感じているところなんですね。ですから、その辺もう一度きちっと調査されているのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、最後にします。障がい者の就労の関係ですが、これも随分実績が上がっておりまして、喜ばしいことだというふうに考えます。しかし、ふるさと納税の返礼品に挙げていただいたことによって、180万円の実績が新たにできているわけ

ですけど、市役所内部でいいますと、まだ物品と役務合わせて100万円程度の実績かと思いますので、さらにふやしていく努力をしていただきたいなというふうに思っています。

これも、もう一度井口課長にお尋ねしたいんですが、障がいをお持ちの方ももっともっといろんな役務であったり、できる範囲が広いと思うんですね。ですからもっと役務サービスで市役所の中の業務の一部をしていただくというふうな、そういう考え方を持っていただけないかなというふうに思うんですが、その辺の考え、今の範囲でしか役務提携は難しいとお考えなのか、さらに範囲の拡大は可能というふうに思われているのか、その辺もう一度お願いいたします。

○実友委員長　それでは答弁をお願いいたします。

まず、ふれあいミーティングのほうからいきましょうか。

森本課長。

○森本秘書広報課長　ふれあいミーティングの周知等のことの件でありますけども、ふれあいミーティングに係る周知につきましての実績につきましては、広報しそうであったり、ホームページであったり、さらにはしーたん通信、しーたんチャンネルを通じての周知等を行っております。さらには、連合自治会、毎年６月に総会が開催されますけども、その中でも自治会長等には周知を図っている状況でありますけども、さらに周知の方法を工夫しながら、ふれあいミーティングを活用していただけるような方法を再度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長、よろしいですか。

○大畑副委員長　はい。

○実友委員長　それでは、次に、名畑次長、お願いします。補助金の関係ですね。

○名畑次長兼企画財政課長　御指摘のとおり補助金の精査につきましては、継続的に取り組みまして、よりよい補助金となるように対応していきたいと考えております。まだ見直しとかにかかったものが非常に少ないということですけど、これにつきましても積極的に対応していきたいと考えております。

○実友委員長　大畑副委員長、よろしいですか。

○大畑副委員長　はい。

○実友委員長　次に、労働安全衛生委員会、人間関係の調査というようなことで、津村課長。

○津村総務課長　それでは失礼します。パワハラに関する事象につきましては、パワ

ハラに限らず、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、あわせまして苦情については相談員を任命をしております。そちらのほうに相談をしてくださいというふうな職員向けの周知はしておりますが、平成26年度においてはこの相談は件数はゼロ件となっております。このほか職員は自主申告シートということで、年１回なんですが、シートを提出する機会を設けております。そういったケースで申告をすることができますが、人事担当としましては、正式にこのハラスメント対策として取り上げて、その解決に乗り出したというふうな実績はございません。

ただ、メンタルヘルスの調整の中で、先ほどもありましたように、何件か調整が必要になってくることがあります。その中では原因となっているのが、やはり上司との関係ではないかというふうな疑われる案件も何件かはございます。そういった場合には、その都度状況調査をして、もちろん上司、双方からヒアリングを行うなどを行いまして、円満に業務が遂行できるようにしていくわけなんですけれども、平成26年度につきましては、そういった確かに人間関係のふぐあいもありますけれども、業務上の指導としてハラスメントとしての認識はしていないというところでございます。

以上でございます。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　相談が内部的に設けられておりますが、ゼロであると。それは当然だと思いますね。私がそういう立場にあったとしても、なかなか内部で相談に行けるような環境にはないと思います。相談者のプライバシーが十分尊重されたり、後のこともきちっと保障がされている安全があって初めて安心して相談できるというふうに思うんですが、そういう環境にはないというふうに思います。やっぱり外部の相談機関みたいなものもきちっと設ける必要があるんではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　あくまで市役所の職員向けに対する要綱で職員のハラスメントの防止に関する要綱というふうな仕組みをつくっております。この中で相談もやはり誰にでもというわけにはいきませんので、相談員というふうな者を設けておりまして、その中には職員組合から推薦を受けた者、あるいは保健師、衛生管理者並びに人事担当者、そういった人間に絞って相談員はこの人間ですよというふうな形で、なおかつこの秘密の厳守は必ず守れるというふうな要綱になっておりますので、それを信じて相談していただくしかないというふうに考えております。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　ですから、いくらそういうふうに言われても、相談する側の立場、課長はわからないかもわかりませんが、そういう立場になったら、安全ですよというふうにいくら内部的にＰＲされても、やっぱりできないと私は思うんですよ。だから、やっぱり外部のもう一つツールを持っておくということが非常に僕は大事だというふうに思うんですが、なぜ外部の検討をしようとされないのか、あくまでも内部で完結しようとされているのか、今の答弁ではそういうふうにしか聞こえなかったんですけども。外部というのは何か支障があるんでしょうか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　外部でそういう相談員を設けることを検討していないということではございません。先ほど冒頭の回答にもありましたように、新年度、平成27年度よりストレスチェックの制度導入が行われます。これは各職員向けにストレスがかかっていないか、それは自主申告、アンケート用の調査なんですけれども、それを導入するに当たって、やはり内部の保健師であったり、衛生管理者がその相談員になることもできるんですけれども、やはり制度の導入の初めということもあって、できればそういった外部からのそういう業務に精通した方をお願いしたいというふうなことは考えております。

以上でございます。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　今、即答が無理だと思いますので、やっぱり相談の窓口、非常に僕は大事だというふうに思っております。ぜひ一度、ほかの例も見ながら検討していただきたいなということで、お願いをして終わります。

○実友委員長　次に、井口課長、障がい者就労の関係で。はい、どうぞ。

○井口契約管理課長　先ほどの再質問でしたけども、180万円の実績のうち、ふるさと産品の180万円を引きますと100万円程度の実績ではないかということでありますけれども、まだまだどういったものが調達していただけるかということで、平成26年度までは私どもの契約管理課のほうで担当しておりましたけども、実際に在宅の障がい者の方もどういったものが調達していただけるかなということで、なかなか聞き取りとか調査がしにくいということで、平成27年度からは健康福祉部のほうで担当していただいて、その辺の調査のほうをやってもらうということになっております。

部品の調達の関係であります私どものほうも推進連絡会議のほうにも入っており

まして、その物品をどのように購入していくとか、調達していくといったことについては、ともに協力していきたいというふうに思っております。

昨年度も公用車の洗車ということで幾らか役務の提供をいただいとんですけども、平成27年度も少しではありますけども、増額の予算で実施していただくというふうに考えております。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　ということは、健康福祉部のほうに聞くほうがいいということやね。今後のことをどこまでサービスが可能かというような範囲については、そちらのほうに聞いたほうがいいですね。

○実友委員長　井口課長。

○井口契約管理課長　はい。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　はい、わかりました。

○実友委員長　これで通告によります質疑につきましては、終わりたいというふうに思います。

次に、通告はございませんけど、岸本委員。

○岸本委員　通告せずに申しわけございません。幾つかちょっと質問をしたいと思います。

まず、この決算、予算もそうでしたが、この決算書類を見ただけで、なかなか決算の中身をすっと見ていくというのは難しいことで、この主要事業の説明書があって初めて事業の内容がある程度わかったなと思うんですけども、ただ、この主要な施策の成果説明の主要という定義ですね、これ全部の事業やったら大変なんで、主要で結構なんですが、この企画総務部に関しては出とるんが、ほぼ主要と考えていいわけですか。

○実友委員長　中村部長。

○中村企画総務部長　おっしゃいますとおり、全ての事業というわけにはいかないので、主な一番行っている主要な事業と捉えていただいたらありがたいかなと思います。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　ということは、金額でということじゃなしに、事業の内容ということで理解しておきます。

それで、見ますと、今回、不用額というのが非常に全体的に多いんですね。全部局合わせますと240億ほどの予算に対して10億以上の不用額が出ておると。それで、また担当部局でおのおの細かいことは聞きたいと思いますけども、企画総務部のほうで、中で総務関係費全体で１億4,900万円という不用額が出とんで、その中で企画総務部のほうで関係し、例えば不用額でも非常に効率よく事業が執行できたので不用が出たという場合と、少々途中で補正するのも何なんでちょっと多い目に予算積んどこかというので出た不用額とか、当初の見積もりが非常に甘過ぎたということで出た不用額、あるいは予定どおり事業が全くできなかったということで不用額が出たのか、その辺で企画総務部局に関しての何か説明はありますか。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　全体の説明にはならないんですけど、財政でいきますと、平成27年度への繰り越しといったものは当然上がってくるかと思うんですけど、それ以外でしたら、ふるさと納税に係る返礼品の代金等2,200万円ぐらい上がっております。これについては、やはり予算の段階で見込んでいたものが、入ってくる分がそこまでいかなかったみたいなところもございますし、その中で不用額、予算は取っておかないといけないので、不用額として出てきたといったところもございます。

以上です。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　全体で10億を超える、これは今年だけじゃないんですよね。毎年ありまして、平成24年度が11億9,000万円、平成25年度が10億円、平成26年度が10億円ということで、非常に多額の不用額が生じており、これは監査意見がここにありますけども、監査委員もちゃんと指摘しておりますので、ぜひ平成28年度の予算組みのときにはもう少し精査した上で不用額が余り出ないように、有効にそのお金を違うとこでまた事業に使えますので、予算組みに生かしていただきたいなというふうに思います。

それと、成果説明の16ページに市債の明細が載っとんですけども、まだ３％を超える、４％を超えるという何億か負債が残っておるんですが、これは平成26年度中には、あるいは平成27年度に向けて繰上償還の対象にならない、繰上償還はできませんよという負債の種類のものなんですか。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　繰上償還につきましては、平成32年、33年あたりから収

支見通しのほうがやはり悪化するであろうという見通しがございます。そのときから始まる起債等を対象に繰上償還を実施しているわけなんですけど、そういった利率が高いものであるとか、そういった平成32年、33年以降に起債の償還が発生するものについては、繰上償還も検討していきたいと考えております。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　できるだけ高利のものを対象に繰上償還をよろしくお願いしたいと思います。

もう１点よろしいか。

○実友委員長　はい、どうぞ。

岸本委員。

○岸本委員　今日の資料でいただいた各部局、各課ごとの職員数が出ておったんですが、できましたら、合計だけでもいいので、臨時職員の数もそこへ併記してやっていただくといいかなと思うんですが、それはできますでしょうか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　可能です。資料を再作成して後ほど提出させていただきます。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　できたら、何年とは言わんけども、ちょっと推移ができたらいいんですけどね。そこまで言いませんので、一応平成26年度、この作成した時点の数で結構です。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　各部署ごとの配置が必要でしょうか。全体の推移でしたら、もう今すぐにでも出せるんですが。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　できたら全体の推移が欲しいですね。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　わかりました。提出をいたします。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　もう１点、よその部局の資料を見ますと、委託先、委託料とか、あるいは契約一覧というのがずっとついとんですが、この企画総務部で委託とか契約というのはないんですか。

○実友委員長　世良次長。

○世良次長兼地域創生課長　今御質問がございました委託等はございます。資料とし

て前年度の資料にのっとって作成しております関係で添付しておりませんが、それにつきましてもすぐ出せますので、改めまして提出させていただきたいと思います。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　ぜひね、よその部局全部出てますんで、ここだけ、ここの特に情報関係なんかで何千万という委託料が何項目かあります。非常に気になっておるんで、特に前から言っておりますけども、いろんな設備機器、ハードを入札のときには後々の維持費、管理費も正常な維持費も含めた入札執行をしてほしいなということを言っております。どうしてもあとはメーカーが決まると随契になってしまいますので、ぜひその辺も委託料の中で出てきますけども、それをぜひ考えた入札をしてほしいなということで、委託料としてもちょっと中の見直しいうんか、見つけたかったんですけども、そういう資料がないんで、ちょっと今回はほかの部局ではさせていただくけども、後でこの資料をお願いします。

　一応、以上です。

○実友委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　ふるさとの森づくり事業をちょっと見よったらね、昨年度、一般質問で、参事よく知っておられると思うんやけど、クラウドファンディングサービスというやつ取り組まれたらどうですかって聞いたことあると思うんですよね。ちょうどふるさとの森づくり事業なんかは、これなんかに適した寄附のサイトやろうと思うんで、こういうものの検討をされましたか。

○実友委員長　西山参事。

○西山参事　委員御指摘のあったように、詳細な内容につきましては産業部のほうになっておりますので、そちらでお聞きしていただきたいんですけど、できましたらそういう制度化の使用については、今後、ほかの市民からの提案とかいろんなことがございますので、取り入れるような方向は好ましいなというふうには思っております。

○実友委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　今やっぱり寄附サイトもいろんなサイト、パソコン上に出てきてますんで、利用できるものは利用させてもろうたらええと思うんですよ。できるだけサイトのこれ使えるか、使えんかという検討をやっぱりしてもらいたいなと思います。

○実友委員長　ほかございませんか。

　福嶋委員。

○福嶋委員　私のほうからは、成果説明書の36ページです。しーたん通信について、

当初しーたん通信を各家庭に受信機をつけました。そうしたときに、すごいトラブルがあったんですね。そうしたことについて、この平成26年度、どういうふうなトラブル、件数がどれくらいあって、それについての対応、これがまず一つ。

それから、その普及率というか、加入率がここに先ほども言われました92%とか言われましたが、あるいは旧山崎地区においては70何%みたいな低いところもありますね。やっぱり先日の茨城あるいは栃木、宮城である大きな水害によって特に常総市においては多くの方が亡くなられたり、あるいは不明になられております。そうしたことで、もっと100%に近い普及率、これは低いところを上げていくという形をとるということ、これについては、これまでどういうふうな形でその普及率というか、加入率を上げてきたのかなというのをひとつお伺いします。

以上です。

○実友委員長　答弁お願いします。

森本課長。

○森本秘書広報課長　まず、しーたん通信のふぐあいの件ですけども、委員御指摘のように以前は設計不良等によるふぐあいが生じまして支障を来したところでありますけども、平成24年度に全市全世帯を対象に調査を行いましてふぐあいの発生を状況把握しております。平成24年度以降、平成25年度は設計不良等につきましては75件、そして経年劣化よるものにつきましては183件、平成26年度につきましては調査の結果、平成25年度に対しましては不良のふぐあいにつきましては37%減となってきております。

いずれにしましても、先ほどありましたように、このふぐあいを生じることによって防災面等、また行政情報が行き届かなくなることは情報通信の整備をした市としての責務もありますので、今後その対応についてもしっかりしていきたいなと考えております。

それと、しーたん通信の加入率でございますけども、実質、冒頭世良次長のほうからも説明がありましたように、世帯分離されている家庭におきましては、２世帯で一つしかつけてないというようなところがありまして、加入率も100%に届かないというところもありますけれども、これは平成27年度の取り組みになるんですけども、実質、姫路ケーブルテレビと通じまして市とのタイアップのもとで、しーたん放送の加入についてもそうなんですけども、あわせてしーたん通信についても加入の依頼を行っております。

特に、しーたん通信につきましては、良視地域を対象にこの４月から回っており

まして、実績としましては、ケーブルテレビ等については、実質18件の加入がされております。集合住宅であったり、先ほど言いました世帯分離の関係がありますので、集合住宅につきましては大家さんとの折衝をしながらしーたん通信、防災の面から設置していきたいと考えております。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　特に、私がしーたん通信、これの加入率を高めてほしいということを思っているんです。それで、私どもの自治会の話をしますと、当初に、多分そうした加入率が悪いんじゃないかということで、自治会で相談をしまして、そして、そういう受信機をつけていただいた家庭においては、１万円を自治会から、いわゆる皆さんのお金を預かっているわけですからね、総会を開いてそういう話をしまして、そして１万円というものをしーたん通信を取りつけたという、設置をしたということになれば、１万円をお渡ししますよという制度をつくりました。そして、その結果、何人かの人はやっぱり何ぼ言うてもつけてくれへん人がおってんのやと言うことなんですけど、96％とか97％とかやっぱり高い数字でできております。やっぱりそういうことも含めまして、それをしてくださというんじゃなしに、自治会長さんというかね、自治会にやはりお願いをして、できるだけこういう、今だったら特に茨城の常総市の件もありますしね、そうしたことも含めまして、いつここにゲリラ豪雨があって、そしてそういう大災害になるかということは、これはわからないことですからね、そういうことも含めまして、ぜひその加入率を高めてほしいと、こういうふうに思いますが。

○実友委員長　中村部長。

○中村企画総務部長　委員おっしゃいますとおり、災害時の情報というのがどれほど大切かということは今回の事案でもわかっていると思います。その分も含めまして新たに推進のほうを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

　それと、自治会へお願いはしておるんですけども、それで、なかなかどこがつけていらっしゃらないかという情報自体がちょっと難しいところもございます。そういう面も含めて自治会のほうへさらなる周知の方法を相談させていただいて、できるだけ100％になるように努めていきたいと考えております。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　成果説明書の39ページ、職員研修につきまして、これ平成25年度の決算書におきましても、やはり資料の作成上のミスが多いということを指摘されております。ぜひそういうことがないようにというような、いわゆる平成25年度の予算決

算常任委員会というのが昨年の９月定例会で行われ、その結果としてやはりそういう職員研修の充実を図ってほしいということを言っております。先ほどもミスがありましたというような話がございましたが、そうした中で、どのような方法で研修をされているのかということと、それから民間が余りないようにちょっと見受けたんですけども、やはり民間であったり、ある自治体では自衛隊に行ってそういうことをやったりとか、いろいろなことをやっているというようなことを聞きますけども、そういったことについて伺いたいと思います。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　このミスが続くということにつきましては、大変申しわけなく思っております。組織としてはやはりリスク管理というふうなことに繋がってこようかと思います。各所属の次長級に対してリスクマネジャー及び法令遵守の意味でコンプライアンスマネジャー、それぞれ別の役割なんですけれども、各部署の次長級にそれらの役割を担っていただいております。このリスク管理につきまして、専らまずは各部署の次長級を対象にリスクマネジャー会議及びコンプライアンスマネジャー会議において、そのようなこともまずは市全体に多いというようなことで、次長級を対象に研修等、それと注意、これらを行っておりますが、もちろん部長級に対しましても毎月の部局長会において事務処理のミスの軽減について図っておるというふうなところでございます。

　個別の職員のミスをなくす研修といいますのは、特には個別の方法というのはちょっととっていないんですけれども、あくまで注意喚起をしているというふうな状況でございます。

　以上です。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　やはり今後において研修のあり方というか、やはり本当に実りあるものになるのかということは、やはり考えた上で、そして研修というものを行っていただきたいと、こういうふうに思います。

　以上です。

○実友委員長　ここで長時間になりましたので、暫時休憩したいというふうに思います。

　午前10時50分まで休憩をさせていただきます。その間、質問等をお考えいただいたらというふうに思います。

午前１０時３３分休憩

―――――――――――――――

午前１０時５０分再開

○実友委員長　それでは、休憩を解き、会議を再開したいというふうに思います。

質疑の方、挙手をお願いします。

伊藤委員。

○伊藤委員　説明資料の28ページなんですけども、決算委員会たびに時間外を減らす努力をするように議会から指摘があったと思うんですけど、今回ふえていますけども、その原因は何なんでしょうか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　委員御指摘のとおりふえております。特に、平成26年度におきましては、各部署における各種の計画策定が立て込んでおりまして、例えば企画総務部におきましては総合計画、市民生活におきましては、これは計画ではございませんが、特に税のほうで固定資産の評価替えの年になっておりました。福祉部のほうでは老人福祉計画、障害福祉計画の再策定、産業部においては経済センサス及び商工と観光部門が合体して少し、特に商工部門の業務も企業誘致等新たに業務がふえたというふうな内容がございます。教育委員会事務局におきましては、いじめ防止であったり、子ども・子育て支援の事業計画等を策定、主にこういった各種の計画策定に際しましてはその事前準備でありますとか、そのあたりに非常に手間を食うというようなことがございまして、平成26年度は総体にこの時間外が減少しなかったというふうな理由になっておるというふうに分析をしております。

以上でございます。

○実友委員長　伊藤委員。

○伊藤委員　参事ね、やっぱり時間外はできるだけやっぱり減らす波力をしないといけないと思うんで、どうしたら減らせるかということもやっぱり十分検討する必要があるんじゃないかなあと思うんですけど、どうでしょう。

○実友委員長　西山参事。

○西山参事　委員御指摘のとおりであります。当然、健康管理の面からも非常に大きな問題が発生する要素がありますので、その反省も踏まえまして、今、次年度の組織あるいは人事異動等も含めまして、あらゆる各部局の次年度の取り組むべき事務の増減を含めまして、どんな主要な施策が入ってくるのか、増になるのか、減になるのか、そこらも含めて組織のあり方であったり、人員の配分であったり、そこらもきちっと整理をして新年度を迎えるというようなことの方向で一つの大きな調整

はしていきたいなと思いますと同時に、それぞれの課・係において従前の事務のあり方、業務を踏襲するだけでいいのかなという基本的な見直し、ここも一から見直すということも含めて検討していきたいと。その中には当然御指摘をいただいております初歩的なミス、ここらも責任の所在はどうするのか、誰がチェックするのかなということも含めて総合的に判断していきたいというふうに思います。

以上です。

○実友委員長　ほかに。関連で。

大畑副委員長。

○大畑副委員長　今それぞれ御説明がありましたけども、特に会計課ですね、会計課は人数も少なくて、平成24年、25年が300時間程度だったものが、いきなり1,800時間ぐらいにふえておりますけども、これの要因はわかりますでしょうか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　御指摘のとおり、会計課の業務自体が経常的な事務でございます。特段、平成26年度に新たな業務が発生したというふうなことはございません。非常に突出しておるのはおるんですけれども、やはり人の配置の関係でこうなったのかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　これから１人の月平均でも50時間、それから11月から３月にかけて、本当に200時間から300時間に迫る月もありますけども、これ非常に健康上も問題が発生してくるんじゃないかなと思うんですけども、これだけ恒常的に続きながら人員配置とかは全然検討されなかったんですか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　言われるように業務自体は従前から変わっておりません。それと、例えば負担行為支出命令につきましても、極端に多くなったというふうには認識をしておりませんけれども、やはりそのあたりは昨年中から人事担当のほうでも非常に気にしておりまして、そのあたりヒアリング等もするわけですけれども、本年度になりまして徐々にですけれども、昨年度よりは減少の傾向にあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　じゃあ、その平成27年度今までのところどのように変わっていって

ますか。
○実友委員長　津村課長。
○津村総務課長　平成27年度のこの同じようなデータにつきましては、ちょっと手元にないので、直近のはかる資料として同じような書類をまた後ほど。
○実友委員長　はい、どうぞ。
○大畑副委員長　その平成27年度は少し改善している兆しがあるというふうにおっしゃったので、どのように改善されているんですかということをお伺いしているんですけど。
○実友委員長　津村課長。
○津村総務課長　業務の内容につきましては変わってないと思うんですけれども、時間外の実績として減少しておるという傾向があると思っています。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　ですから、それの数字は。数字なしにおっしゃっているんですか。
○実友委員長　津村課長。
○津村総務課長　現在手元にはその数字は持っていません。今、月々の時間外のチェックはしておりますので、そういう状況だったなというふうな思いの中で説明をさせていただいております。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　新たな業務が発生しているわけでもないのに、これだけあるというのは、非常に総務としての考え方が今伺っていると、どうも仕事の仕方に問題があるように聞こえますけども、やっぱり担当課にすれば、非常に憤りを感じる答弁になるんじゃないかなというふうに思うんですね。だからその辺はしっかり一遍確認をされる必要があるんじゃないかなというふうに思います。
　それと、最初に言いました労働安全衛生の立場から言うと、80時間とかそういうことが続いたら、医師の診断が要るとか、そういう取り決めもあると思うんですね。衛生の立場からね。ですから、やっぱりメンタルヘルスとか、しっかり対応していますということをおっしゃってますけど、個々具体的にこういう事例に対して本当にそのように対応されているのかどうか、ちょっと疑問に感じるので、そこに対する影響とか、そういうものはなかったですか。
○実友委員長　津村課長。
○津村総務課長　メンタルヘルスに絡めての個別のヒアリング等はしてございませんけれども、この時間外の状況につきましては、各部門ごとの月の状況を毎月の部局

長会に提出をして、それぞれの部局長さんのもとで適正な時間外管理をお願いをしておりますというふうな仕組みをとっております。

その中で、やはり突出して多い部署についてはできるだけ努力をお願いすると。仕事の仕方につきましても努力をお願いするというふうな形でこれまできております。

以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　ちょっと何点かあるんですけども、１点ずついきたいと思うんですけども、決算審査なんで、これはちょっと言うとかんとあかんと思うんですが、滞納状況の推移、これ資料が出てますけど、財政のほうを持っておられるんで、ちょっとお尋ねするんですけども、使用料とか、ほかの税以外については個々の部署で質問したいと思いますけども、税の関係ですけども、一般会計、徴税がないと、行政の徴税が根幹をなす部分だと思うんです。それがこの決算書で見たら徴税の総計で未収額、これがかなり出てます。去年もちょっと言うたんですけども、去年は未収が10%程度だったと思うんですけども、今年は８％余りということで随分改善されておるわけなんですけども、これ徴税調定額に対して8.41%の未収額がありますけども、事、予算に関して比べてみたら、もっと９割近くの未収になると思うんです。やっぱり市民の方が見られたら負担の公平性を確保するんやとか言いながら、１割近い滞納があるということは納得いかない部分もあるでしょうし、今後の税の徴収に対しても影響が出ると思うんです。ですから、平成26年度、県のほうとタイアップして改善されてますけども、まだまだ努力が足りんというようなことを感じます。

それから、国民健康保険のほうの会計で国民健康保険税、これ20%以上収入未済があるんですね。ですから、ここら直接の担当ではないと思うんですけども、財政を総括している以上、いろいろな方策を立てて、税については差し押さえとか、いろんなことができるんで、もっと本気になって厳しい取り立てをしてもらわんと、かけなくても年がたったら終わるんやというような意識を持たれても困りますので、その点についてどうですか。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　お答えいたします。市税と国民健康保険税についてですけれど、御指摘のとおり徴収率が上がってきている、滞納額が縮減になっているというものの、御指摘のとおり、まだ100%にはなっておりません。債権回収課を平成25年に立ち上げまして、今３年目になるんですけれど、それまでの対応等を反省

いたしまして、督促とか滞納処分についても厳しく対応するようなことで、一定の成果が出てきているものと考えております。

その中で、やはり滞納額については税の公平性とか負担の公平性と考えますと、当然全額回収して、それを財源に充てて市政を運営していくというのが基本のことでございますので、可能な限り徴収のほうを強化して進めていく考えでございます。

○実友委員長　林委員。

○林委員　毎年同じような答弁なんですけども、やっぱりもっと本腰を入れてやってほしいなと思います。

次に行きますけども、職員数の関係なんですけども、資料の25ページに資料が出ていますけども、合併以降、職員が119人減になっておるわけなんですけども、このほかに臨時職員とか嘱託職員等があって全体の職員の頭数については、ひどう変わってないというように思うんです。それで、今までも再三事務のミスとかいろいろなことが出ておったと思うんですけども、職員研修をしっかりしたり、ちゃんと言い聞かせますとかいうことを、私２年前から言ってますけども、同じことばかりで遅々として進んでないと思うんです。そやさかい、こういう議会に対しても資料にいつも訂正がございます。

それは何でか言うたら、やっぱり１人の職員が資料をつくったり、分業型いうんですか、あんまり何人かで仕事をするというようなことが職員が少ないためにできんようになっておるから、そういうミスが出てくるんだと思うんです。これは、高橋参事にも３遍ほど２年間の間に言いましたけども、まだ変わっておりません。それよりも小さいミスが大きなミスを呼ぶんやということを言っていましたけども、今年いろいろなミスが重なって出てきております。ですから、時間外の話もあったんですけれども、臨時職員に仕事を任せるというわけにもいかんし、時間外をさせるということもいかんということで、正職員にごっつう負担がかかっておると思うんです。

ですから、行革で職員数減らしますというようなことを掲げておられますけれども、ここ10年間の間にかなり事務事業もふえてきとるだろうと思うんです。ですから、職員を減らすのはいいんですけども、減らすばっかりが能じゃないと思うんです。やっぱり職場職場、部署に応じて適正な人員配置をしていかんと、もっともっと大きなミスが出てくると思うんですけど、いかがですか。

○実友委員長　中村部長。

○中村企画総務部長　委員おっしゃいますとおりミスにつきましては、ないほうに努

めていかなあかんのですけども、人員数につきましては、合併当初、新市の財政計画の中で概ね120人程度は減にしていかなければ財政的にも苦しいであろうという部分が１点。それと、類団と比較しましてやはり少ないという部分ではなく、まだ、若干多い面がございます。単純にそういう部分ではそうなんですけども、宍粟市独自の市民局の部分を持っていたり、施設等の部分もございますので、ある程度今の状態で維持できないかなという部分がございます。

それと、新たにやはり行政サービスがふえてきております。その中で臨時職員、本会議でもお知らせしました。全体で日々の方、時間給の方も含めまして462名ということでございます。その中で事務補助としましては、合併当初よりは減っている部分でございます。

したがいまして、この部分につきましては、やはり職場内での点検、分担も主と副で事務を執行しておりますので、その部分でも再度点検の方法とか、あるいはやはり効率的な事務運営をしていかなければならないのかなというふうに考えております。リスクの部分でチェックシートとか、あるいはここを確認するためのチェック項目を入れることによって若干その点はカバーできていくかなという部分も考えておりますので、職員数につきましては、できまたら今の現状を維持していきたいなという考えはございます。

○実友委員長　林委員。

○林委員　それはようわかるんですけどね、現実にそういうミスが多いということは明らかなんです。ですからもっと職員の資質を高めるとか、事務技能をもうちょっと高めるとかいう方策でもしていただいて、ミスがないようにできるならば、それでいいんですけども、今部長が言われたように今後やっていただいて、また来年結果が出ると思うんで、ちょっと厳しいような言い方をしますけれども、ちゃんとやっていただきたいと思います。

次々とよろしいですか。

○実友委員長　はい、どうぞ。

○林委員　基金の一覧表が出ておると思うんですけども、基金積み立て、せっかく基金を置いとんでようけ積み立てたらええと思うんですけども、平成26年度の決算でもそうですし、平成27年度の予算にも計上されてますけども、1,000何ぼとか、2,000円とかという基金を積み立てしますということなんですけども、こういう少額の積み立てを毎年していくんだというような、もっと大きい額ならわかるんですけどね、何でこういう少額な積み立てを毎年していかんとあかんのか、何か決まり

かルールでもあるんですか。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　基金につきましては、それぞれ一番最も有効な方法で保管するということになっております。当然定期とかといった形になろうかと思いますけれど、そういったところに預けている利息が発生いたしますので、その利息分を基金にまた積んでふやしていっているというような状況でございます。

○実友委員長　林委員。

○林委員　いや、それはわかるんですけどね、その基金は目的ごとに基金を積み立てておると思うんですけれども、この少額の基金があると思うんです。一つずつ積み立て、一気に取り崩すというような基金もあるだろうと思うんです。ですから、必要になったらもっと基金を積んでおくとかということを、1,000円とか2,000円なんかは10年たっても１万円とか２万円とかにしかならんので、もし必要ならばそのときに積み立てるとかという方法があるだろうと思うんですけども、一つのところを言いましたら、平成26年度に1,800何ぼ積み立てて、平成27年度予算2,000円が上がってます。そういう積み立てのルールとかいうのがあるんかどうかということをお尋ねしとんです。

○実友委員長　名畑次長。

○名畑次長兼企画財政課長　積み立てにつきましては、先ほど申しましたように、利息等は予算で支出して基金で積むことになっております。少額の基金につきましてもその基金の目的とか効果等を検証いたしまして、必要ないのであれば、基金条例自体を廃止して基金を処分するといったことになろうかと思います。

○実友委員長　林委員。

○林委員　わかったようなわからんような答弁なんですけども、これはもうよろしいです。

　次、よろしいですか。

○実友委員長　はい、どうぞ。

○林委員　この主要施策の成果説明の34ページの黒田官兵衛のところがあるんですけども、平成25年、平成26年に大河ドラマが放送されるというようなことで、黒田官兵衛、えらいＰＲして観光客等がふえて成果がありましたということなんですけども、今まで多額の予算を注ぎ込んでおるわけなんです、この官兵衛の問題について。それが今になったらあんまり官兵衛のことが出てこんと思うんです、観光のほうでも。それで、そこの聖山ですかね、あそこらものぼり旗が立っとったと思うんです

けども、もう放送が終わった途端にそういうようなものもない、撤去されてますしね、するんで、こういう単発的にやることも必要な部分もあるだろうと思うんですけども、今まで予算を注ぎ込んでおるんで、黒田官兵衛についても継続してそういうＰＲをしていくとか、活用していくべきじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○実友委員長　中村部長。

○中村企画総務部長　黒田官兵衛につきましては、昨年の大河ドラマの流れで観光の目的としてやっております。この部分につきまして、やはり今後宍粟市は日本酒発祥の地という部分もございます。それから森林セラピー、いろんな面を含めまして官兵衛もあわせて観光の目玉という部分で今後検討していくべきかなと考えております。

○実友委員長　林委員。

○林委員　考えていくべきじゃなしに考えるべきじゃと思うんです。それで、今になったら、今年なんかは宍粟立藩400年とか、いろいろな四つほど項目を挙げてやられてますけども、その官兵衛が出てこんのでね、やっぱりそういう観光とかの宍粟をＰＲするんだったら一体的に、また継続してやるべきだと思うんです。最上山のあれでもいろいろやりましたけども、それ余りＰＲされてないように思うんで、そこら観光の担当とのあれもあるだろうと思うんですけども、やらんとあかんじゃなしに、やってほしいと思うんです。それこそ税金の無駄遣いと言われかねんと思うんで、よう協議してほしいなと思います。

○実友委員長　西山参事。

○西山参事　平成26年度を中心に官兵衛、非常にＮＨＫ等も協力いただいて、非常に大きな魅力のＰＲができたなというふうに思っております。今、委員御指摘ありましたように、単発で終わったら何もならないということはおっしゃるとおりだというふうに認識をしております。

一つの例で言いますと、最上山、非常に官兵衛とあわせてもみじの季節にはたくさんのお客さんがお見えになるということで、これまで10年、20年という、そういうふうな市民の方があそこを愛していただいた結果がこういうふうなもみじという形で出ておりますので、後は市民の方、あるいは行政と一体的になりながら、今以上にあそこの最上山をより魅力のある山につくり上げていきたいということで、年次的な計画等々も持っておりますので、産業部を中心に取り組んでいく、一つの例でいいますと、それは具体化をして、より一層深めていきたいというふうな取り組

みは今計画しております。
○実友委員長　林委員。
○林委員　わかりました。今言われたような取り組みを行っていただきたいなと思います。
　それと最後に、決算書全体のことなんですけどね、補正予算を途中にされたり、予備費を流用されたりして予算を確保されておるんですけども、その額以上に不用額が出ておる箇所が随分とあると思うんです。やっぱりこれはなかなか技術的に難しいとこがあるだろうと思うんですけども、きれいな決算書をつくろうとすれば、やっぱりそういう補正した額以内の不用額におさめるとかいう手法もとっておかんと、何でやと、補正したのにようけ残しておるやないかいということになると思うんで、これは決算書全体に言えることなんで、そこらも最後に専決で補正するとかいう手法をとればきれいなことになるだろうと思うんですけども、そういうことはちょっとできんのですかね。
○実友委員長　中村部長。
○中村企画総務部長　委員おっしゃいましたとおり、３月補正で整理をして、それで基金へ積み立てておくというのも一つの手法かと思います。しかしながら、やはり事業実施によって効率的な部分で減額になった部分、それから請負費等の関係で減額になった部分、その部分も全てわかりやすくということで、今の現在では不用額として残させていただいております。それによって幾らの財源が余ったかという部分が見やすくなりますので、従前はその３月で整理しよる部分がほとんどだったかと思いますけども、その部分で現在のところ不用額としてあらわすほうがいいんじゃないかなということでやっておりますので、その辺ちょっとまた検討させていただきます。
○実友委員長　林委員。
○林委員　なかなか難しいと思うんですけどね、そういう医療費とか、助成金とか、補助事業で地元要望が出なんだ場合もあるんで、それから工事費とか、入札減とか、残とか、それはわかるんですけどね、それでない部分でもね、ちょこちょこあるんで、そこらもまた財政のほうでも一応検討しておいてほしいなと思います。
○実友委員長　よろしいですか。ほかにございますか。
　稲田委員。
○稲田委員　決算書の77ページの総務費の職員手当のところで、宿日直手当ってあるんですね。これは多分日直の方の手当やと思うんですけども、その下の７番のとこ

ろで、宿直代行賃金ってあるんですけど、これは主にどういった内容のものなんですかね。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　宿日直手当といいますのが祝祭日の日中、職員が日直として勤務したときに支出をいたします。

７節の賃金の部分の宿直代行員賃金につきましては、各本庁及び各市民局の夜の宿直に臨時職員をお願いをしておりますので、そちらの賃金になります。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　主に職員の方がこれ宿直されとると思うんですけども、業務内容としては電話番というか、電話の応対、その他ほかにどんなことがありますかね。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　一番大切な業務として戸籍事務の関係で各種届を受理する必要があります。多くは死亡届であったり婚姻届、そのあたりが土日関係なく提出することができるようになってますので、日直者を配置する必要がございます。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　ということは、専門的ということで外部委託ということは難しいということですか。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　いや、外部委託もしようとすれば可能だと思いますが、通常の届けの受理につきましては職員でも対応可能ということで、むしろ職員で行うことが費用的には安価になっているというふうに思います。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　２週間ぐらい前に土曜日の日に、ここの本庁へ来たわけなんですけども、恐らく東側の入り口しかあいてなくて、東側から誰でも入れるような状態なんですね。いや、別に怪しいことをするために入ったわけじゃないんで問題ないんですけども、各担当課に仕切りがあるわけでもなし、書類も自由に、ひょっとしたらプライバシーにかかわるものも誰もいない状態で、ほぼ薄暗いんですけども、玄関で何のチェックもないわけなんですね、入るときに。これは市民の方が自由に出たり入ったりするというのとまた違った意味があって、犯罪抑止という部分も含めても何のチェックもなしに名前も書かんと、まあ言うたら部外者であろうが、他町の人間であっても自由に出入りできる状態なんですが、これは何か目的があってされてるんですかね。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　確かにそういう状況がございましたかもしれませんけども、基本的には受付、宿直室の段階で入退室についてはチェックしていただくのが本筋だと思います。

セキュリティーの部分につきましては、各フロア、各部門ごとにセキュリティーをかけようと思えばかけれるハード的な処理はしておりますけれども、特に祝祭日については職員の出入りがありますので、多くの場合はセキュリティーを解除してオープンな状態にしております。

御指摘のように全く知らない人間が自由に出入りするというのは問題があると思いますので、改めて日直者のほうには周知したいと思います。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　昔から休みの日に出てこられておるんで、これは強い立場では言えんのですけども、やはりこれだけ賃金が発生しておる。それから、昔の市民局のときには、こたつの中で向こうを向いたまま、誰が来ようが間食をとられておったりするんで、やっぱり宿直と言うてお金が発生しておるんであれば、ちゃんと受け付けの状態で、小窓もあるんですから、そこはやっぱり休憩はとってもろうて結構ですけども、それが本来の業務やと思うので、そこを徹底していただきたいと思います。

○実友委員長　よろしいですか。

○稲田委員　いや、答弁をお願いします。

○実友委員長　答弁、津村課長。

○津村総務課長　改めまして全職員に周知徹底をしていきたいと考えます。

○実友委員長　よろしいかいね。ほかございませんか。

岸本委員。

○岸本委員　通告があったんで、先にされますか。私はもう最後で結構ですけど。

○実友委員長　どうぞ。

○岸本委員　いいですか。この前、市長も言っておりましたが、今の喫緊の課題は少子化、人口減が一番の課題やということで、この決算書にも少子化対策事業費として決算書の158ページに載っとんですが、その内容を見ますと、ほとんどが子育て支援事業、そして認定こども園の話、出会いサポートの話で、この企画総務部とししはかかわった事業はないんですか。

○実友委員長　中村部長。

○中村企画総務部長　直接の施策としてはないんですけども、特定事業主の行動計画

ということで市役所も事業所の一つになっております。その部分でのかかわりは出てくると考えております。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　予算編成が11月、12月に始まると思いますが、予算が出てからじゃ遅いんで、今、参考までに私の意見だけちょっと、ぜひいろんな部局が関係してくると思いますので、それを統括するような少子化対策室といったものを設けた上で各部局にいろんな指示を出し統括していくようなものにしていただきたいなと、そういう予算づけをしてほしいなと思いますので、１点だけ言っておきます。

それと、職員研修の話が先ほど出ておりました。これは研修に直接関係はありませんが、町が市になりますといろんな専門職が必要になると思います。その専門職に対しては国家資格だとか、いろんな資格が必要な場合が多々あると思うんですが、今、市が必要としておる、そういう資格保持者に不足はないのかどうか。もし、あればそういうものをぜひ研修の中にも加えて奨励していただいて、そして、資格を取得した人にはそれなりの取得にかかった費用を弁償してやるとか、何か報償してやるとか、そういったことで奨励していただきたいなと、そういう予算もぜひつけていただきたいなというふうに思います。

○実友委員長　津村課長。

○津村総務課長　御指摘のとおりであります。具体的には、ただいま幼稚園教諭なんかの免許につきましては、10年で更新するというふうな制度になっておりまして、更新するには講習を受けるというふうな内容になります。そのあたりにつきまして、研修に行く際には職務を免除して行っていただくというような形もとっておりますし、同じく保健師などの業務につきましても、保健師は別に主任ケアマネジャーという資格が地域包括センターなんかに必要になってきます。これらは保健師が研修を受けて主任ケアマネの資格をとるというふうな形をとっておりますが、その際にも出張旅費でありますとか、業務については免除するというような形で、できるだけそういう資格をとるような形で推進はしております。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　できるだけ奨励して意欲を沸かして職員が取り組むような何か形を予算づけでもしてやってほしいなと思います。

それと、一番最後になりますが、ちょっと決算書の上では見えにくいんですけども、2006年に兵庫県立大学と宍粟市は連携を結んでおります。地域の活性化と人材の育成に寄与することを目的として連携しておりますが、この平成26年度でそうい

った連携に基づく事業というものはあったんでしょうか。

○実友委員長　世良次長。

○世良次長兼地域創生課長　お答えします。ちょっと今、手元に資料が十分ございませんのと、他部局でも取り組んでおりますので、私の知っている範囲でお答えさせていただきます。

県立大学とは官学連携を締結しておりまして、今も専門的なところでは教授のほうに総合計画であるとか、今策定中の地域創生の関係の戦略にも入っていただいております。それに絡みまして県立大のゼミのほうで実際に地域に入っていただいて、ワークショップをして提言をいただいたりとか、自治会のほうへの取り組みへの学生たちが入っての事業への参画、そういったこともいろいろしていただいております。ちょっと細かいところまで今お答えできないんですが、最近では野原小学校のほうで、この２月ごろでしたね、県立大の学生さんたちがワークショップを開いてくれておりますし、また現在もほかの部局で実際にその継続しての取り組みも行っておるところでございます。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　多分いろんな各部局で報償金だとか、そういったところでの支払いが決算に上がっとんじゃないかと思いますが、今後そういうのを十分活用した事業の予算をとって展開してほしいなと思います。

以上です。

○実友委員長　その他ございますか。

大畑副委員長。

○大畑副委員長　全体の関係になりますけども、参事及び部長にお願いをしておきたいんですけども、成果説明書、これについて２点ほどあるんですが、ここに総合計画の施策体系との関係でそれぞれの事業名が説明をされておるんですが、全てずっと見ますと、この総合計画の体系と合致しない事業、体系の位置づけがしっかりしてない事業がありますので、その辺もう少し精査をしていただきたいなというふうに思いました。

例えば、たくさんあるんですけども、92ページのしそう森林王国事業、これなどは政策体系でいいますと、観光振興ではなく、森林文化の創造といいますか、推進という、そういう役割で位置づけがしてありますけども、非常に観光にウエートが置かれてるような事業になってますから、本来の目的と変わっているんじゃないかなというふうに思いますので、こういうところはちょこちょこほかにも見かけられ

ます。この精査をひとつお願いしたいと思います。

それから、もう一つは事業効果なり評価のところ、そういうところにもきちっと数値目標が上がって対比がしているところもあるんですが、ほとんどアンダーバーのところが多いんですね。成果についても全く触れられていない、例えば地域福祉の推進に寄与したとか、ざくっとした話しかないんですけども、やはり今ＫＰＩとかという形で総合戦略をこれから立てられるわけですから、もう少し何をしたかということじゃなくて、そのことによってどういう便益があったのか、どういう成果かあったのかということを書いていただくようなものに今後検討いただけないかなというふうに思います。

○実友委員長　西山参事。

○西山参事　委員御指摘のありましたことについて、２点、お答えをいたします。

おっしゃるとおり、それぞれの事業を設定するときに、業務の内容、あるいは市民サービス等が総合計画の体系の中に複数入るというものもございます。それと、ありましたように観光なんか、文化なんかと。それがやはりその事業の趣旨はしっかりしたものを持っておかなければいけないということはあるですけども、それが２年、３年はある観光に特化していこうとか、そういうこともございますので、そこは御指摘ありましたように担当等を通じてしっかりとした位置づけをこれから取り組んでいきたいと思います。

それから、おっしゃいますとおり、これは市民の方へのわかりやすい事業の執行、あるいは実績等もかかわり合いがあろうかと思いますので、いわゆるＰＤＣＡであったり、特に戦略においてＫＰＩの数値を可能な限り設定せよということも今取り組んでおりますので、可能な限り目標数値あるいは検証はしていくような方向で今後とも取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○実友委員長　よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○実友委員長　ないようでございますので、これで企画総務部についての審査については終わりたいというふうに思います。

企画総務の皆さん、御苦労さまでございました。

会議は午後１時まで休憩をいたします。

午前１１時３４分休憩

午後　１時００分再開

○実友委員長　それでは、休憩を解き、会議を再開したいというふうに思います。

市民生活部の皆さん、長尾次長初め関係者の皆さん、今日は御苦労さんでございます。ただいまより市民生活部に関する審査を行いたいというふうに思います。

まず、長尾次長のほうから説明をお願いいたします。

長尾次長。

○長尾市民生活部次長　業務の概要を説明させていただきますけど、その前に資料の訂正を申しわけないんですけど、１カ所だけお願いしたいと思います。

市民生活部から出している資料なんですけど、２ページの国民健康保険事業の資料をつけております。その２ページの一番下にジェネリック医薬品差額通知ということで、年２回、863件と記載しておりますけど、件数は881件の誤りでございます。訂正していただきたいと思います。よろしくお願いします。

座って説明させていただきます。

それでは、平成26年度の市民生活部の業務概要ということで簡単に説明させていただきます。

市民生活部は、市民課、税務課、債権回収課、環境課の４課で業務を行っているところでございます。平成26年度には環境課に環境政策課が配置されました。市民と直接接する部署でもありますので、市の窓口として迅速丁寧な対応に努めているところであります。

市民課におきましては、戸籍・住基関連業務、国民健康保険及び年金業務、また福祉医療、後期高齢者医療にかかわる業務、それら市民に身近な業務を担当しております。

国民健康保険事業につきましては、医療費抑制のため、医療費通知やジェネリック医薬品の使用等を推進しております。加入者の減少と医療費の増加ということがありまして、国保会計は非常に厳しいものとなっているのが現状でございます。

福祉医療では、県の制度に市単独の事業をあわせまして市民が安心して生活できるよう医療費の助成を行いました。

また、住宅建設資金等貸付金事業につきましては、貸し付け後、長期間経過しており、なかなか回収にも至っておらないわけでございますけど、借受人、保証人が死亡されている場合という例もたくさんございます。相続人等の追跡調査を行いまして、再契約等で返還を進めるということにしておりまして、法的処分等の債務整理を昨年度も行いました。

税務課、債権回収課では、連携をとりながら市民税等の公平な賦課、財源の確保に努めてまいりましたが、市民税等の決算状況は現年度分では市民税の個人分・法人分は対前年度比ではわずか減ったという状況になっております。

しかしながら、市税全体では、滞納繰越分を含みますと、前年度収入額より約3,000万円の増となっております。納税者の利便性と収納率の向上を図るために平成25年10月より開始しましたコンビニ納付につきましては、平成26年度の実績におきましては約１万8,700件、金額にいたしまして３億1,200万円の納税実績がありました。また、平成26年の10月から市役所窓口に口座振替受付専用端末を設置しまして、口座振替手続を簡素化するとともに、納税環境の整備を行い一定の成果を見ておるところでございます。

滞納繰越額につきましては、市税では、前年度より7,265万4,000円減っておりますが、依然として４億3,800万円余りの金額が平成27年度へ繰り越しとなりました。収納率を見ますと、現年課税分は前年対比では0.49%の増、また滞納繰越分につきましても4.36%の増となっております。

国保税のほうを見ますと、収納率につきましては、対前年比で現年分が1.14%の増、また滞納繰越分につきましては1.52%の増となっております。しかしながら、依然滞納額の総額につきましては３億900万円余りという状況になっております。

環境課につきましては、再生可能エネルギー普及促進事業として公共施設へのペレットストーブの導入、太陽光発電システムや木質バイオマス機器の導入等に対する助成を行いました。

また、平成25年度から繰越事業でありました福知川での小水力発電の事業性評価調査を完了させたところであります。

環境基本計画の基本施策の一つである地球温暖化及びエネルギー対策として市内３カ所に電気自動車用急速充電器を設置しております。今後環境に優しい自動車やプラグインハイブリッド車の普及が期待されるところであります。

また、生活衛生関係では、各家庭から排出されるごみの減量化、再資源化を図るために生ごみ処理機の購入の補助やら、リサイクル資源を回収する団体に対して支援を行いました。

また、公衆衛生と市民の福祉向上を図るため、市内３カ所の火葬場の管理運営を行うとともに、し尿の収集並びにし尿処理の施設の適切な管理を行っております。家庭から排出される一般廃棄物につきましては、にしはりまクリーンセンターへ搬入し処理しました。

以上、簡単に市民生活部の平成26年度の概要を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○実友委員長　次長の説明は終わりました。

これから質疑に入りたいというふうに思います。ほかはないんですね。

それでは、通告がございますので、２番、稲田常実委員、質疑をお願いします。

○稲田委員　よろしくお願いします。通告に基づき質疑をさせていただきます。

まず、成果説明書の53ページ、上段の滞納徴収の取り組みいうところでお聞きします。

２年ほど前ですかね、徴収ノウハウを学ぶという目的で県の回収チームと合同で回収に当たっておられますが、効果と今後というので、まず効果というので金額が出ているんですけども、今後どのように進めていかれるのか。

２点目は、決算書の109ページなんですけども、賦課徴収費の臨時職員賃金というのがありまして、これは徴収月間のことか、ちょっとわからないんですけども、720万8,320円かかっています、その内容についてお伺いします。

３点目に、成果説明書の55ページ、電気自動車急速充電器設置事業に対してですけども、当初５件の申請予定が補助金の関係で３件になったということなんですけども、現在の利用状況等をお聞きします。

最後に、成果説明書の57ページですけども、ごみ収集運搬事業の中で委託業者の話ではルートは変わらない、しかし、ごみの収集場所というか、その収集箇所がふえたということで委託料がふえとると思うんですけども、実際は成果を見ましても、収集予測料に対して実績量が減っております。この矛盾点について、入札方法等を含め検討すべきであると思うんですが、それに対するお答えをお願いします。

以上です。

○実友委員長　答弁をお願いします。

小谷課長。

○小谷債権回収課長　そうしましたら、県回収チームとの関係につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

県の市町に対する税収強化政策というのが平成18年の税制改正によりまして、所得税から住民税に税源が委譲されたということがありまして、個人住民税の賦課徴収額が大幅に増加すると。その中でその対策として、平成19年からなんですけれども、この兵庫県の税務課の職員によります個人住民税の整理回収チームというのを発足しております。その派遣が３年が一つのスパン、１期としまして、今期で３回

目の最終年となっております。

御質問ありましたそのノウハウの話なんですけれども、要するに、うちのほうで法律に基づいての徴収の仕方ということでやるわけなんですけれども、その中でも特殊案件、あるいは困難な案件、それから即時対応しなくてはならない案件、そういったものが多々あります。その部分につきましては、即対応しなくてはならない分につきましては電話でのやりとりで指示いただいたり、アドバイスをいただくということになりますけれども、それ以外のものにつきましては、平成26年度でいいますと、月１回、市のほうに１日来ていただいて、そのときに特殊案件あるいは困難案件について相談をするという形になっております。平成24年までは一緒について回って、徴収等まで入っていただくという形のスタンスでずっとおったんですけれども、それ以後につきましては相談業務というのが主になりまして、その相談業務でアドバイスいただいた部分について、それを実行するのは市の職員が全て実行をしております。

こういった困難な事案の部分で、何でこうなるのかというようなことにつきましての対応方法ですとか、それに対するこうするんやとか、では、それは何でできておるのかと、法的な根拠あるいは法令の解釈、そういったものを相談いたしまして、その中からこういうやり方があるんだよということで、そういうノウハウを学び取って、それを実際に実践しているというところであります。

今後につきましては、一応３回目の３年の一番最後の年になっておりますので、一度これで終わるということにはなりますけれども、平成28年度以降もこういう取り組みは非常にいいと思っておりますので、県につきましては派遣要請ということで、要望書を出しているところであります。

以上です。

○実友委員長　水口課長。

○水口税務課長　失礼します。私のほうからは決算書の109ページ、賦課徴収費の賃金ということで御質問いただいておりますので、720万8,324円というところでございますが、御説明させていただきます。

賦課徴収費につきましては、税務課と債権回収課の両課で予算を執行しておる部分でございます。まず、税務課のほうにつきまして、管理係と資産税係の各１名、月額の事務補助ということで、窓口業務等々の対応をしていただく方を２名雇用しております。そして、また確定申告時、年明け１、２、３月の間なんですが、申告の折には非常にたくさんの資料とかが届きますので、そういった整理事務、あるい

は申告受付のサポートというようなことで、日額の方で３名を約２カ月半雇用させていただきました。それと、債権回収課につきましても、１人、月額の事務補助を雇用したということで、合計は月額が３名と日額が３人の２カ月半というようなことで720万円の執行をさせていただきました。

以上です。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。私のほうからは成果説明の55ページと同じく成果説明の57ページの２点を答えさせていただきます。

まず、成果説明55ページになります市内に設置された充電器の利用状況ということでございますけども、合同会社日本充電サービスのデータからになりますけども、平成27年の５月23日から９月の６日まででですけども、107日間におきまして、宍粟市役所のほうで143件、それから道の駅みなみ波賀のほうで87件、同じく道の駅ちくさのほうで42件の合計272件の御利用がありました。時間の短い長いは少しありますけども、それと、実際に御利用された方については86名になるかなということで把握しております。

２点目の成果説明57ページの部分ですが、まず、私どものごみの分につきましては、可燃・不燃・粗大のごみの収集につきましては、平成25年、26年の２カ年で、また資源ごみにつきましては、平成24年、25年、26年の３カ年の複数年で契約させてもらいまして実施させてもらっております。

平成26年４月１日からは、消費税が５％から８％というアップの変更になりましたので増額になっております。御指摘のようにごみ量が増加したからとかという要因ではございません。

それと、入札につきましては、今現在入札参加登録業者による制限付き一般競争入札ということで実施させてもらっております。今実施させていただいております制限付き一般競争入札は、従来から行われております指名競争入札等と比較すれば、透明性は高いなと思っております。そうは言いましても、よりよい入札方法等があれば、今後検討していく余地はあるかなと思っております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　まず、最初の徴収ノウハウのところで、県の回収チームが２年経過されたと。昨年度よりも成果も若干上がっていると。３年目、今後ノウハウというのは多分担当の職員の方もかわられるし、ほかの課でいかせるものでもないんで、債権

回収というのはほかの課と違ってちょっと特別な意味を持っていると思うんですね。そこのスペシャリストというのはないんで、これ県の回収チームというのは多分それに長けた人やと思うんですけれども、その方を例えば専門職とか技術職で置いておくことによって、これから例えば県の力を借りなくても済むんではないかなと。その人件費というのは去年までは結構かかっとったんですけど、今年は若干減っている、困難な案件だけということで、相談業務ということで経費としてはぐっと下がっているんですかね。

○実友委員長　小谷課長。

○小谷債権回収課長　まず一番最初のところで、職員もかわるというお話なんですけれども、それはおっしゃるとおりですので、一応相談をいたしました案件につきましては、債権回収課の中で共同で見れるデータベースみたいなものをつくっております。こういうケースの場合はこういうふうに当たれということで、職員がかわっても同じような対応ができるような形で、相談するのは１人なんですけれども、あと課員全員にちゃんとバックできるような形でデータベースといいますか、そういったものをつくっております。

それと、２番目の委託料といいますか、そういう部分の負担金のお話なんですけれども、相談させていただいて、その案件ごとに１件当たり何ぼというのは決まっております。それで１年間で総トータルで案件を掛けて、そのうちの県民税と、それから市の市民税の割合が六四ぐらいであるんですけれども、その部分の６の部分でうちのほうは負担をさせていただくということになっております。

徴収の額が多ければ、負担もふえるということなんですけれども、かなり前から考えますと、平成26年度は若干困難な案件といいますか、難しい案件がある程度落ちついたと言うとおかしいんですけれども、種類の方向性がわかってきたというところで少し減っているということになると思います。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　やっぱり職員の方が回られるということで、徴収のルールというものを最大限に守っていただいておると思うんですけども、県の回収チームというのは今後ずっと来年以降も要望されとうということなんですけども、これ県民税の部分があるから県のほうに頼まれておるのか、市民税は市のほうが独自で回るとか、そういう問題じゃなくて、要はそういうノウハウがないから県の力を借りてということやと思うんです。これがいつまでも続くようであれば、回収できる金額に対してど

うしてもそこが大きくなっているんで、福祉の話をしても最少の投資で最大の効果をということなんで、できるだけそこを抑えていただかないと、市の立場としてきちっと毅然たる態度をとっていくという意味では、もちろん投資した分に満たないときもあると思うんですけども、ただ、それでも毅然とした態度でやっていかなあかんという部分と、実際それをやることによってメリットが出ないと、要するにコストよりも集めた金額のほうが利益が出ないとあかんと思うんで、できるだけそこを抑えていただきたいと思うんです。やっぱり市民の方はみんなこれだけ債権回収できとんのに、こんだけもかかっとんかという声があるんで、そこはできたら、もちろん徴収月間も課長級の方が回られとんも大変御苦労なことなんですけども、そこを目に見える形で効果を出そうと思ったら、そこを抑えるしかないと思うんですね。集められる額というのはある程度限度があると思うんで。

現年度分じゃなくて、過年度分に対しても今後ずっと徴収期間に回られると思うんですけれども、その効果がやっぱりちょっとなかなか金額だけではわかりにくい部分があるんで、今後県の力を借りなくてもできるように、できたらその専門職ということを検討していただきたいんですけども、そこはまだ検討ないですか。

○実友委員長　小谷課長。

○小谷債権回収課長　専門職というお話なんですけれども、市の職員といいましたら専門職ということで言えるかどうかというのはちょっと我々の立場ではちょっと言いにくいと思います。ただ、例えば言われましたように、１人例えばもう退職なさった県の方ですとか、今、現年の対応をしていただいている方は県のＯＢの方に来ていただいておるんですけれども、同じような形で専門職という考えで言うと、今も１人いらっしゃるということになりますので、同じようなことを今後も続けていけるようでしたら、うちのほうは要望していきたいと思っております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　なかなかなり手のない、好まれる分野ではないんで、大変な苦労があると思うんですけども、その中で窓口業務に臨時職員の方が３名ほどいらっしゃるということなんですけど、やはりそういったデリケートな問題に対して、そういう臨時職員の方で対応は今後も可能なんですか。

○実友委員長　水口課長。

○水口税務課長　もちろん雇用するときにはそういう守秘義務でありますとか、事務のことについては十分説明した上で対応していただいておりますし、雇用される側

といいますか、そういった職員の方も初めてという職員ではないので、一定市役所内で臨時の経験、そういった公務員としての考え方というのは少し知識を持たれた方を雇用しておりますので、そういった部分ではこちらもサポートしながら対応できていると思っております。

また、窓口業務といいましても、やはり複雑な詳しい内容ということになってまいりますと、担当の職員がかわるような形で対応しておりますので、全てその窓口のほうでさばいたり負担をかけるというようなことではないと思っておりますので、その辺につきましては、対応はできると考えております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　そしたら、最後のごみ収集の件なんですけども、消費税が５％から８％に上がった、この分だけですか、その金額がふえているというのは。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　平成26年度の要素としては消費税だけでございます。ただ、平成25年の10月以降に不燃粗大の仕分けをしっかりするということで、手間暇かけてもらうようなことになっておりますので、平成25年の段階から上がっております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　それは業者のほうで分別するという形で手間がかかっておるということですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　そういうわけではなく、平成24年度までは千種へ持っていっておりましたけれども、それにつきましては不燃、粗大、混載というか、どういう形でも積んでもよろしいよという形で平場におろして分けておったんですけども、にしはりまにおきましては不燃ごみのヤード、それから粗大ごみのヤードということでしっかり分けられて、そこにちゃんとおろしてほしいということで、９月まではちょっとうちのほうも御迷惑をかけておったんですけど、10月以降は車の中でちゃんと分けられるようにして、現地で丁寧におろしていくという形の対応をとらせてもらいました。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　宍粟市でいうたら旧町内というか、山崎町内と北部とで全然面積も違い

ますし、それからステーションの数も違うと思うんですけども、やはり今後分別方法をきちっとするのと、またステーションの数というのがふえてくるんじゃないかなと、要望としてはね。ふやすふやさないは別として、やはりお年寄りがふえていってなかなか遠くへ持っていくのは難しいということで、今もちょこちょこふえていきよんですけども、そうなるとまた委託料が上がってくるんじゃないかなという心配があるんですね。出す量とかは関係なくて、ただ単にステーションの多さで集める手間も違いますし、そこら辺が業者さんの見積額の基準になっているんであれば、そのステーションの見直しも考えていかなあかんし、これから単にたくさんに広げる、ステーションの数を多くすることだけじゃなくて、ステーションの集約化であったり、回収ボックスを設置していくということは、逆にこの委託料軽減に繋がるんじゃないかなと思うんですけれども、その件については特に検討されてないですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　ごみステーションにつきましては、私どもも、今、稲田委員の御指摘があったようにふえるということじゃなしに、最低限が移動程度で極力減らしてもらいたいというのが本音で、ただやっぱりこれまでの使われている条件がありますので、最低移動ぐらいでお願いをしております。あと、できることならば収集ということもありますけど、それはまだ少し検討の段階に入っておりません。ふやすという方向は極力避けてくださいということで、自治会長なり要望があればお願いしております。

それと、収集ボックス等につきましては、市民局、それからこの市役所の東側の入り口等に資源ごみの分を置かしていただいておりますけども、もう少し大きくしたりとか、場所考えたりというところについては、またひとつ考える余地があるんかなということでは認識しております。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　リサイクルの数も学校が統合によって減っていると。それから、今後、ますますそういう人口減によってごみも減ってくるんじゃないかなというのに、それと逆行して委託料が上がっていくのは、これは本当に矛盾な話で、逆に言うと減っていかなければならないと。ごみの量が減ったらイコール経費が減るという、単純なそういうわけじゃないんですけど、やっぱり結局このルートで回ったらいっぱいになるだろうという予測のもとで回られとんで、今、１カ月のびっしりとしたス

ケジュールを、その負担もあり手間がかかったと思うんですけども、それは多分見直していかなあかん時期も来るんじゃないかなと。現にパッカー車で集められてても満タンで集められるときと、そうでないときもあるんで、その辺をやっぱりチェックする機関がなかなかないじゃないですか。クリーンセンターで積みおろしするときのデータとか、みんな出してくると、この月は少ないとか多いとかも出てくると思う。月によってその収集方法を変えるわけにいきませんけども、やっぱりルートの見直しというのは今後ちょっと考えていかなあかんかなあと思う部分もあるんですけれども、その点、最後に。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　ルートについては、いろいろと検討する余地があるんかもしれませんけど、今この市民の皆さんに月曜日から金曜日までの曜日収集ということで、祝日も収集させていただいて、なじんできとうなというところがありますので、そういう部分も含めて市民の方が不便を生じないような形では考えていける要素なんですけども、そこを無理強いしてというのはなかなか難しいかなと思うてます。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　難しいとこです。確かに市民の方の利便性も最優先せなあかんのですけども、それによって経費が無駄、これは決算の話ですから、その感情的なものでじゃなくて、実際金額を抑えるための方法として、それが適切であるならそういう方法も、それは確かに集める曜日が変わると混乱も出てくると思う、それもなれですから。その最初の何カ月間は混乱すると思いますけど、そういう形で市が削減してやっていくんやという方向を示すと、僕は市民の方は理解してくれてやと思いますんで、またその辺調整をお願いします。

○実友委員長　稲田委員の質疑を終わります。

続いて、榧橋委員、お願いします。

○榧橋委員　それでは、成果説明書のほうでお願いいたします。53ページにございますけれども、滞納徴収の取り組みで滞納者が3,000人とあるんですけれども、かなりの人数なんですが、これはどういった内訳というんでしょうか、それを教えていただきたいと思います。

また、54ページなんですけれども、環境パートナーシップ促進事業というのがございます。これは、環境教育指導者の養成プロジェクトとはどんなことをされているのかというのを聞きたいのと、あと、その中に六つのいろんな事業をされている

ところがあるんですが、薪とか竹と人が元気になるというのは、どういったことをなさっているのか、お聞きしたいと思います。

○実友委員長　答弁を求めます。

　小谷課長。

○小谷債権回収課長　失礼します。一番最初の滞納者が3,000人の内訳なんですけれども、その内訳もいろいろありますが、例えば滞納の金額別ですとか、そういうことでまずお知らせしたいと思うんですけれども、3,000人のうち１万円以下、少額ですが、360人、12%程度になります。それから、１万円を超えまして100万円まで、これが2,393名、79.77%です。100万円を超えまして500万円以下が242名、8.07%、500万円を超える方が５人、0.16%という内訳になっております。

　以上です。それでよろしいでしょうか。

○実友委員長　椢橋委員。

○椢橋委員　はい、済みません。市民の皆様からしましたら、水道代とか電気代がもし滞納したら生活はできません。ところが、市民税とか固定資産税を滞納しても生活には支障がないわけですね、本人にしたら。市民の皆様は大変な中、税金をまず納めて、それから生活しているんだと、この不公平は何だということをよく聞かれるんです。どういったことでそれがずっとずるずるなっているのか、どういうことをなさっていっていらっしゃるのか、徴収するのにね。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

○実友委員長　小谷課長。

○小谷債権回収課長　その滞納する理由はさまざまかと思います。確かに悪質な方、たくさんいるとは思えないんですけれども、もいらっしゃいますし、いろんな生活の事情で滞納になってしまったと。あるいは固定資産税によくあるケースなんですけれども、納税義務者の方が亡くなられたと。その後相続人の方で代表者といいますか、誰が相続するんやと、そういうとこがまだ決まらないということで滞納扱いになってしまっているというものもあります。先ほどの答弁と繋がってくるかもしれないんですけれども、いろんなケースがありますので、それにつきましては法律に基づいた形で進めております。

　不公平感って確かにそうかもしれませんけれども、こちらとしましては、生活を崩してしまうといいますか、できなくなるような徴収の仕方はしておりませんので、とにかく来ていただいて、まず相談をさせていただくと。その中で委員さん御指摘のとおりなんですけれども、よくある理由として、車のローンがあるからとか、家

のローンがあるので払えないとおっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、優先順位でいきますと、まず納税の義務というのがございますので、それが１番かと思いますが、そこの部分をまず確認して、生活できる範囲で納められる額ということで、まず分納ですね、一番最初は一括で納めていただけませんかというところからスタートなんですけれども、それが無理な場合は分納、いわゆる月賦になりますけれども、そういう形での納付の仕方を誓約していただいて、それに基づいてやっていくということになります。それまでの段階で当然督促状ですとか、催告状ですとか、そういったものも出ています。分納誓約ができた場合でちゃんとその誓約どおりしていただける場合につきましては、こちらのほうからは特に言うことはないんですけれども、中には誓約をしたけれども、納めていただけないというような場合も出てまいります。その場合につきましては、その資料にも書いてありますが、最終的には差し押さえまでさせていただいて、換価で充当させていただくということで、納めない方には、ちょっと納めないとこういうことになってしまいますと、不本意なんですけども、税金は必ず納めてくださいということでの対等といいますか、必ず納めていただくという形で進めております。

以上です。

○実友委員長　榧橋委員。

○榧橋委員　じゃあ、本当に市民の皆様から不満が出ないような、そういう対応をよろしくお願いをしたいと思います。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。それでは成果説明の54ページの環境パートナーシップ促進事業のプロジェクトを４件説明させていただきます。

まず、１点目の環境教育指導者育成プロジェクトにつきましては、環境教育に係りますボランティアリーダーの育成を中心としたプロジェクトでございまして、昨年度は体験型環境教育研修会とか、それから自然体験型環境教育指導者育成会を行われております。

２点目の竹と人が元気になるプロジェクトにつきましては、市内でも手入れをされず放置されている竹林が広がっておりますけども、その他の植物や生態系に悪影響が懸念される中で、資源としての竹の価値を見出せないかなということで、また生活の中に取れ入りたいなということで、竹林の整備が進められる環境型の地域づくりを目指して活動されている団体です。昨年度の活動としましては、先進地の視察やワークショップの開催、それから竹のチッパーの研究等が行われております。

３点目に、エコの実バザールでございますけども、小規模のフリーマーケットでの家庭の不要品、手づくり品の販売企画・運営をする団体で、エコ情報の発信やエコな取り組みの交流や、古着やとかごみ袋をリメークされて使用されたり、生ごみの水切りやとか堆肥化とか、それからごみの分別等にも積極的に取り組まれております。エコキャップとか、ウエスの材料とか、リメーク材料用に古着等を回収されて、再利用されております。

４点目に、薪プロジェクトでございますけども、宍粟市最大の地域資源でございます森林エネルギーを活用しようということで、循環型地域づくりに繋げるために、薪を利用しようじゃないかということで調査と研究を行われている団体でございます。昨年度は、揖保川の河川敷、国交省のほうになりますけども、不要な樹木を伐採された分を薪ストーブの燃料として活用したり、また放置された樹木を回収してきて、薪として利用するなどの活動をされております。

以上です。

○実友委員長　榧橋委員。

○榧橋委員　これはエコな未来を創造する宍粟市民の会でありますよね。これが余り私も知らなかったんですが、周知をされてないんじゃないかと。これは本当にすばらしいことをなさっているわけですから、もっと広く市民の皆様に知っていただいて、これを活用できるようにすることは考えていらっしゃいますか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　エコな未来「ｅ－みらっそ」という団体は、独自で活動されてまして、ホームページ等もつくられておりますので、そちらのほうでＰＲされておりますけども、またうちのほうも機会があり、また今、榧橋委員が言われたようなことでＰＲできる場があったらなと思っております。

以上です。

○実友委員長　榧橋委員。

○榧橋委員　じゃあ、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○実友委員長　榧橋委員の質問は終わりたいというふうに思います。

次、大畑副委員長。

○大畑副委員長　大畑です。それでは、質問させていただきます。

ちょっと質問が多いので二つに切り分けてさせていただきます。

まず、成果説明書の52ページとそれから審査資料の２ページに関連してでござい

ますが、レセプト点検によって第三者行為等の発見、あるいはそういうものの事業で医療費の適正化を図ったというふうに書いてございますが、そのレセプト点検に基づいて適正化が図られた金額、それが幾らぐらいなのか、教えてください。

それと、審査資料の２ページでは、ここ３カ年の第三者行為等の推移が書いてございますが、私が注目しているのは労災のところでして、なかなかこれはレセプト点検では発見は難しいかもわかりませんが、本来、労災保険を適用すべきものが、これが国保診療されているということで、国保会計への負担があるんではないかなというふうに私は思っているんですが、この辺が平成26年度ゼロというのはちょっと信じがたい数字なんです。この辺がまずどのように取り組まれているのか。啓発に努めているということもお書きになってますが、じゃあ、どういう啓発をされているのか。その辺も教えていただきたいと思います。

それから、審査資料の６ページ、ちょっと事前には出してなかったんですが、市税等の収納状況の中で、国民健康保険税のことについてちょっと質問させていただきたいんですが、平成26年度の収納につきましては、調定額14億円に対して、収納済みが約11億円ということで、３億円ぐらいが未収でございますが、この３億円の未収金は誰がどのようにあと補塡をしているのか、その辺を少し教えていただきたいというように思います。

それと、次に審査資料の10ページでございますが、コンビニ収納に関して御質問したいと思います。

昨年の10月から取り組まれて、コンビニ収納が相当ふえてるということで成果が書かれておるんですけども、きょう、別の資料をいただいておりますが、これは口座引き落としとか納付書払いとか、そういうものとの構成に対して構成割合というのが出ているんですけども、私がお尋ねしたいのは、コンビニ収納に変わったことによる税全体としての収納増、その辺がどのように成果としてあらわれているのかということをお聞かせいただきたいというように思います。

それからもう一点だけ。審査資料11ページの関係でございます。

再生可能エネルギーの関係で少しお尋ねしたいんですが、それぞれ太陽光でありますとか、木質のペレット、薪ストーブ、それらに今、補助金が出されて、そういう再生可能エネルギーの取り組みが進んでおりますけども、その導入に係ってCO_2がどのぐらい削減できてるのか、そういう数値はお持ちでしょうか。お尋ねしたいと思います。

それと、それぞれの補助金額に違いがあります。その辺についての説明をいただ

きたいのですが、例えばペレットストーブ、これは平成26年度の資料で見ますと平均的な設備費用50万円に対しまして、補助金が平均20万円となっております。もう一方、薪ストーブにつきましては、平均的な設備費用約90万円に対して16万円の平均的な補助金というふうになっております。この辺の違いについて御説明いただきたいと思います。

とりあえず、そこまでお願いいたします。

○実友委員長　ここまでの答弁を求めます。

牛谷課長。

○牛谷市民課長　それでは、第三者行為で見つかった額について説明させていただきます。

資料にありますように、平成26年度につきましては454万6,993円になっております。適正受診の啓発方法につきましては、重複の受診を避けてもらうことや、薬のもらい過ぎを抑制してもらうために、かかりつけ医とかかかりつけ薬局を持ちましょうということで、チラシを保険証の年度更新に合わせて各世帯に配布しております。また窓口におきましては、適正受診していただくように、キッチンペーパーを配るときにチラシを配布したり、ポケットティッシュ等を配布したり等しております。

以上です。

○実友委員長　次、水口課長。

○水口税務課長　本日の提出資料の６ページで御質問いただきました、国保の調定と収納の差の３億円程度の補填というようなお話ですけども、当初予算を組む段階で賦課額も見るんですけれども、ある程度の収納額を基本ベースに予算化しておるということですので、当然、調定でそのとおり収納するのが目標なんですけれども、収納できない部分も出てきております。例年といいますか、現年分、滞納分のそれぞれ収納できる可能額というようなことで、予算化のほうにしておるのが現状でございます。

続きまして、審査資料10ページのコンビニ収納のところで御説明させていただきます。

コンビニ収納につきましては、ここに上げておりますとおり収納額と件数ということにしておりますが、少しイメージを持っていただきやすくするために、本日、棒グラフといいますか、資料を１枚物で配布させていただきましたが、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、市税４税、市県民税、

軽自動車税、固定資産税、国保税の４つの税につきまして、それぞれ納付方法の構成割合というようなもので、平成24年、平成25年、平成26年と示させていただいたものでございます。納付方法といいますのは、口座振替、口座引き落としでありますとか、納付書通知による納付、あるいは郵便局の郵便振替、あるいは督促による納付、分納などなど、そういったものの区別になっております。

コンビニ納付につきましては、平成25年10月から開始しておりますので、平成24年につきまして当然コンビニによるものはございません。平成25年が下半期６カ月ございまして、その分が一番上のところにコンビニの構成として出てきておりますが、3.1％相当がコンビニ納付、そして平成26年につきましてこれが12％まで構成比がふえておりますというような内容でございます。

この表、グラフを見ていただきますと、口座引き落としとしておりますのは大体毎年変わっておりません。もうこういった口座振替をしていただく方は、契約に基づいて落としていただいておりますので、納付いただいておりますので、余り大きく変化はございません。その上半分ぐらいで納付書でありますとか、督促納付というようなところで、こういう納付書を送らせていただいたときからコンビニの納付ができますので、その切符を持って金融機関でありますとか、市役所でありますとかに来ていただいていたものが、コンビニでも納付できますということに切りかわってきております。そういった意味で、利用しやすい、訪れやすい、納付しやすい場所で市民の方が納付いただいておるのかなと思っております。そういう意味で、納税者の利便を高めるということでこのコンビニ納付を導入しましたので、今後も一定の率ではふえてくるのかなと思っております。

このコンビニ納付、収納をさせていただくことの効果といいますか、実際、これをすることで納付しやすい環境が整った。ですから収納率が上がる、向上するというのが我々も一番考えたり、思っているところなんですけれども、現実では既に納付されている納付書でありますとか、金融機関、市役所に納めていたものがコンビニで使えるようになったという移り変わりであるようなところが現状です。これからもいろいろ分析は続けられるような形で、収納の向上につながるような対策はとっていけたらと思っておるんですが、これが入ってすぐに収納率に結びついているかどうかといわれたら、そういった意味ではまだ効果は薄いかなと思っております。まずはコンビニ納付ということで、24時間納付する方の利便性を高めたことというのが、今のところの効果と考えておるところでございます。

以上です。

○実友委員長　宮田課長。
○宮田環境課長　失礼します。
　再生可能エネルギーの部分での二酸化炭素の削減量でございますけども、太陽光は平成26年度に補助を行いました容量が397キロワット、二酸化炭素の削減量としては約125トンになるかと推計されます。それから、平成26年度までの合計の設備容量につきましては、2,540キロワットになりまして、年間で二酸化炭素削減量としましては793トン程度と推計されます。
　木質バイオマスにつきましては、使用者の形態等によりまして非常に違ってくるんですけども、細かいとこは把握できておりませんけども、公共施設に導入しておりますペレットストーブのペレットの使用量、１台年間約0.5トンと仮定しますと、昨年13台の補助を行っておりますので、年間6.5トンのペレットの使用量からしますと、約7.7トンの二酸化炭素が削減できたんじゃないかなと思っております。
　あと薪ストーブについては、ちょっと重さ等も推計できませんので、ちょっと推計は困難でございます。
　それと補助金の部分でございますけども、太陽光の部分につきましては、市内、市外、分けておりまして、年々、少し値が下がっておりますのは、太陽光パネルの低廉化といいますか、値が下がっておりますのに付随して落とさせていただいております。ただ、市内の業者さんから買われる場合と、市外の業者さんで買われる場合については差をつけさせてもらっております。ペレットストーブ、薪ストーブにつきましては、一番最初の経緯はちょっとわからないんですけど、同じ木質を扱うということで同じ補助金になっているんかなと思って推測するんですけど、ただペレットストーブの場合はあくまでもストーブなんで、割と設置等に係る費用等は要らないんですけど、薪ストーブにつきましては煙突等が要りますので、設置される状況下で非常に変わってくることがございますので、どうしても補助率が少なく見えてくるかと思いますけども、その辺は機械本体でのことで考えれば、ペレットストーブと薪ストーブの差がないんじゃないかなと思ってます。
　以上です。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　再質問させていただきます。
　まず、レセプト点検のことですが、もう一度お答えいただきたいんですが、第三者行為の金額はこの資料に書いてありますので、それは結構なんですけども、成果説明のほうにはレセプト点検によって全体的な過剰医療請求なんかの是正もやって

るということですから、そういういわゆる過誤納のところもきっちり整理をして、どのぐらいこのレセプト点検によって是正ができたのかということをお尋ねしてるわけで、全体についてのお答えをいただきたいと思います。

それから、労災についての認識についてのお答えがなかったというふうに思いますので、もう一度、このゼロということに対して私は疑念を抱いておりますので、その辺の捉まえ方、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから、国保税の関係ですが、その3億円の未収、これは年度当初は非常に把握はしにくいと思いますが、ある程度未収前提で徴収税の徴収金額が決められてるというふうに思うんですが、やはりこういうふうに滞納がふえるということは、加入者で負担しなければいけない構造なのか、その辺のことをちょっともう一度考え方をお答えいただきたいというふうに思います。

それから、コンビニ収納につきましては、これから成果がはっきり見えてくるんかもわかりませんが、どちらかといいますと導入のところの経費もかかっておりますし、その導入の目的が、いわゆる日中だけの銀行とかそういうところでは逃げ口上にされてしまうということで、24時間体制によってそういう滞納の口実にさせないというのが導入の意図としてあったと思うので、その辺について成果が出てるのかというのが、もしわかれば教えてほしかったんですが、これは来年以降になるのかなというふうに思いますので、今わかる範囲でもう一度お答えいただけたらと思います。

それから、再生可能エネルギーのところは、太陽光のところは別に、これは今、全量買い取りになってますから、それだけインセンティブがそれぞれ高まってるわけで、補助金の額が減るのは当然だというふうに思ってまして、それ以外の、やはり宍粟市としてはこのペレットとか薪によって森林を活用するとか、森林資源の有効活用という意味で、これは大いに環境施策として進めようという目的があろうかと思うんですね。そこで、この補助金、その設備投資に対しての補助金の額が、ペレットと薪で同じでいいのかなというふうにちょっと感じたわけです。もっともっと木質の有効活用のためには、考える必要がないでしょうかという思いです。それから、機械のみの補助金、設備に対する補助金を出しておられますけども、実際、原料の調達が市内なのか、市外なのか、それによっても僕はこの宍粟市内の木質の活用が進んでるかどうかということを検証していく必要があるんではないかと思うんですが、その辺についてもう一度お考え方を聞かせていただきたいと思います。

○実友委員長　それでは、再質問に対して答弁を求めます。

牛谷課長。

○牛谷市民課長　それでは、先ほどのレセプト点検、全体の話はどうかということなんですけれども、資格の点検で発見されたといいますか、過誤がわかったといいますか、金額が630万円余り、内容の点検でわかった額が520万円余り、そして先ほど申し上げました第三者行為で上がった額が450万円余り、全体で1,600万円余りがレセプトの点検によって発見されたということでございます。

労災につきましては、資料のところでゼロ件ということでありますが、労災は確かにあるかと思います。しかし今回、労災については適正に受診されて、国保を使ってかかるようなことはなかったということで理解しております。

以上です。

○実友委員長　次に、水口課長。

○水口税務課長　それでは、国保の滞納といいますか、その部分のお話を少しさせていただきたいと思います。

確かに100%収納できることが目標でありますし、そういうことで皆さんの負担が一番公平になるということは考えておりますが、現実として諸般の事情があって滞納となってしまったりする方もたくさんいらっしゃいます。特に現年につきましては、一定県のほうでも財政健全化といいますか、被保険者の、宍粟市だったら1万数百人の国保の加入者がいらっしゃるんですけど、その規模であればこれぐらいな収納率が目標ですよというような一定の指標が示されております。そういった中で、昨年の場合ですと92.5%ぐらいだったかが、済みません、また調べて報告しますが、そういった数字が県の一定の目標となっております。それをクリアしたからいいというわけではないんですけれども、それ以上の収納ができればということで債権のほうともいろいろ調整とか連携を密にしながら、収納率の向上に努めていきたいと考えております。

それと、続きましてコンビニのほうでございますが、コンビニのほうにつきましても、現状、利用していただいてる方の情報といいますのは、コンビニのほうでいつ納められた、あるいは何ぼの金額が入ったという情報しか、こちらのほうに数字が来るようなシステムではございません。将来的に例えばですけれども、どの時間帯に納められたかとか、あるいは例えば市外のどこどこの町のローソンで利用されたといったような情報が、もし付随した情報としてこちらに届くようなシステムに全体が変わるようであれば、もっと詳しい分析ができて、その利用者が一番どういう環境が使いやすかったんかなというとこも分析できるかと思っております。例え

ば、お昼間の平日にコンビニで納付されているんだったら、単に金融機関に行かずにそちらを利用されたということになるんですけれども、やはり夜間とか土日に利用者数が多いということであれば、今回入れさせていただいた分の効果としては非常に高いものと判断できるんですけれども、今はちょっとそういった詳しい情報が来るようなシステムではございませんので、現行としてはもう誰々が、いついつ、何ぼということしか把握できません。そういった面で、これはコンビニの収納のシステム全体のことですので、宍粟市だけがそれをしてくれというわけにはいきませんけども、そういった分析ができるようになるならば、もう少しいろんな意味での分析をしてお話ができるかなと思います。現状ではそういったことでお願いいたします。

以上です。

○実友委員長　次に、宮田課長。

○宮田環境課長　ペレットストーブ、薪ストーブの補助の関係なんですけども、ペレットストーブは至って機械的なものなんであんまり値段の変化はないんですけど、薪ストーブについてはどうしても高級なやつから割と低価なやつまでありますので、そのような中で煙突等も含めて薪ストーブの補助をさせていただいておりますので、金額、ペレットストーブも含めてどうかということは別として、今、薪ストーブの部分、ペレットストーブの部分の補助金としては適切ではないんかなと思ってます。

それと、ランニングコストに係る分の薪の部分の補助金をもっと出すべきやないかなという部分については、木材の販売という点では一つの補助としても考える要素はあるんかなということはありますが、ただ、個人さんが使ってる部分についてまで環境の面として薪の部分で補助をしていくというのは、ほかの補助と比べて少し違うんかなということで思ってます。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　もう一度再質問なんですが、第三者行為のとこの労災ですね。課長は労災については適正に労災保険を使って受診がされてると考えてるというお話でしたけども、じゃあ平成24年、平成25年、これは１件ずつ出てるんですが、どういうことで発見できたんでしょうか、ちょっともう一度教えてください。

○実友委員長　牛谷課長。

○牛谷市民課長　どういう経緯で発見できたということですけれども、このレセプト点検につきましては、レセプト点検員が３名おりまして、３名の者がレセプト、日

次点検しております。その点検しておる中で、今回、平成24年、平成25年については１件ずつですけれども、平成26年度についてはなかったということでございます。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　ちょっと私も証拠がなくて言ってますからなんですけども、やっぱり事業主のほうもなかなか労災適応というのは抵抗があるようなんですね。例えば、それをすることによって労働基準監督署に入られたら、営業に支障が出るとかいうことで、従業員の方がけがをされても、一応通常の保険で診療してくれというような形がとられたりするというふうには聞いてまして、やはり病院のところで先生なり看護師さんのところで把握するしか難しいんかなというふうには思ってるんですが、そこは適正に、その分、そういうふうにされますと、国保のほうに僕は影響すると、医療費がかさむというふうに思ってるので、本来の保険の診療を受けてもらう必要があると。そういう立場から、やっぱり病院に対してきちっとそういう指導をしてもらうようなことをすべきじゃないかなというふうには思うんです。そこの啓発方法をどのようにされるのかというのが、先ほどの２つ目にしたつもりなんですけども、それについて今後検討される思いがあれば、後で答弁してください。

それと、もう最後ですが、宮田課長のほうに環境の関係で、私は原料の調達について新たに補助をと言うてるんではなくて、市内と市外で設備の補助金に差をつけるという考え方はどうでしょうかという話なんです。やっぱり同じように投資しても、市内の木質バイオマスが振興していかなければ意味がないと。例えばペレット製造会社がありますね。市内に設けておられますけど、それはもう市外からどんどんどんどん調達されたら、そういう製造をしないでやってても需要がないわけですから、やっぱり生産自体もとめないといけないとか、そういうふうに影響したりするしという思いがありまして、その辺で市内、市外の違いを設けてはどうかという思いなんです。

もう一度、済みませんがお二人から御答弁をお願いします。

○実友委員長　牛谷課長。

○牛谷市民課長　医療機関の窓口で発見されるのが第一番だと思っております。しかし、それで国保のほうに負担があるということで、紛れもなく国保のほうに負担があるのかなと思っております。医療機関とも連絡を取り合いながら、そのような場合が起きましたら逐次連絡をとって対応していきたいなと、適正受診に努めたいなと思っております。

以上です。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　済みません、ちょっと私の勘違いで。

太陽光発電につきましては、市内、市外、業者さんから買うことによって差をつけておりますけども、ペレットストーブ、薪ストーブにつきましては設置費の２分の１で上限が20万円ということで補助をさせてもらっておりますので、金額的にも結構な金額になりますので、個人財産の構築という面ではこういう上限20万円で結構かなと思います。

それと、ちょっと説明不足だったんですけども、ペレットストーブ、薪ストーブは安いというのは、最近、非常に安い薪ストーブがございまして、６万円程度で本体があるというようなことがありまして、全体の補助金がその２分の１、３万円程度になってますので、非常に下がっておりますけども、従来どおりのしっかりした分をつけられる分については２分の１の上限、20万円までは補助金を出させてもらっておりますので、今の補助金体系でいいんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　済みません、ちょっと答弁になってないんやけど、先ほど設備に対する補助率等はもうよろしい。そこを言ったんじゃなくて、その原料ですね。原料調達によって差をつけるべきじゃないんですかということをお尋ねしたんですけど。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　済みません。

原料調達について差をつけるということで、ペレットの場合は市内１社、それから市外にありますけども、そういうランニングコストについてまで差をつけるというのは、それを例えば市内の業者さんが買うから、ようけつけてよと言われても、あとうちが検証するわけになかなかいきませんので、その部分で差をつけていくというのはなかなか難しいんじゃないかと考えています。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　ごめんなさい、これは施策としてやってるわけで、機械をどこで調達する、機械を導入することが目的じゃないですよね。それは一つの手段なんで、市内の木質バイオマスの振興を図ろうということが大きくテーマにあると思うんで、それがどこから買ってもらっても設備投資しますよということのほうが僕はおかし

いんじゃないかなと。ランニングコストにお金をかけろと言ってるんじゃなくて、その調達の仕方で施策に合わない部分と、施策に合致するものとで差をつけるべきじゃないですかということを言ってるんですけどね。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　木質そのものが、大畑副委員長のほうもわかっておられると思うんですけども、赤穂市、それから朝来市、それから将来的には丹波市と、木質の燃料がどうしても要るような状況の中で、市内のほうから明らかに個人さんが買われるというところまで縛るのは、なかなか今の実情を見れば難しいんじゃないかなと思ってます。そういう点からいえば、そういう広い意味での木質の普及促進を考えれば、今の状態で行かせていただくほうがいいんじゃないかなと思ってます。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長、ちょっとかみ砕いて。

○大畑副委員長　もうこれ以上かみ砕くのは難しいんですけど、じゃあまた関連の人でやってもらうんですが、誘導策というのがあるじゃないですか。宍粟市内の木質バイオマスを勧めるため誘導策として、差をつけることによっていわゆる補助率がいい、補助金の支給が多いほうを買えば、それを買うことによって、逆やね、市内の物をどんどん使ってもらう人には補助率をよくしますよというふうにしたら、それが進むんじゃないですかということを言ってるんですよ。強制せいというとんじゃ、それはもう選択の問題ですからあれですけども、どっちにしても同じ金額だったら、消費者として都合のいいほうを買われるじゃないですか。でなくって、やっぱり市内のほうを使ったほうが補助率もいいんだなという仕掛けができませんかということを言ってるんですけど。次長、お答えください。無理ですか、考え方でいいです。

○実友委員長　長尾次長。

○長尾市民生活部次長　今の補助要綱は課長が説明したような状況になってるんですけど、委員がおっしゃることはよくわかります。これから検討課題ということで、他市町の状況等、その辺も調べた中で、検討していきたいと思いますけど、これに当たってはそこそこの、それぞれの市町の考え方もあったりする中で対応しているというようなところがあろうかと思います。今後、またちょっと調査をしまして、検討課題というんですか、再度研究してみたいというようなことでお願いしたいと思います。

○実友委員長　大畑副委員長の質問については、これで終わりたいというふうに思い

ます。

通告以外のことで御質問の方の挙手をお願いしたいというふうに思います。

まず、岸本委員のほうからお願いします。

○岸本委員　一点一点、ちょっと簡単なんで。

○実友委員長　はい、結構です。

○岸本委員　先ほどペレットストーブの話が出ましたが、民間の人が買うに対しての補助金じゃなくて、今回、市の公共施設に対して９台の購入をしておりますが、３回入札するんですね。６台分、１台分、２台分と。これはもう全部単価がそのときそのとき違うような、五十何万円する物もあれば三十何万円の物もあるということなんですが、この入札の仕方なんですけども、以前ですが、機種を決めてほぼ限定した形で、こういう機種でということになると、そのときにそれを取り扱う中間業者が１社しかないようなとこのものを指定してやったもので、もう競争入札にならなかったということがあるんですが、今はどういう、この場合どういう機種選定した上での入札をされたのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　済みません。今回、たまたま３回に分けて入札させてもらっております。

１点目は、同じ契約というのか、同じ10月14日からの契約が２点あります。６台の部分につきましては、平成26年度からなるべく国内の、ペレットストーブもしっかりしたし、安さもありますので、国内の部分をもとに入札させていただきました。

ただ、１台だけ別にあるんですけど、これにつきましては千種の道の駅になるんですけど、どうしてもスペース的なものがございまして、国内産ではスペースが邪魔してしまって通行ができないということがありまして、外国産の部分に、従来からの分なんですけども、それで別で案件で入札させてもらっております。

それと２台の部分でございますが、これは多分山崎西小学校やと思うんですけども、当初要望を聞いとった中から台数を設定して入札させていただいてたんですけども、使っていく中で使い勝手がいいかなということで、再度お願いできんかなという御要望がありましたので、後日、２台、当初国産の部分で入札させてもらいました。そういう関係で３件に分かれております。

以上です。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　私が聞くのは、そういう取扱業者、入札業者やなしに、それをもとの中

間の取扱業者がほぼ限定された、前は１社しかないようとこの、１社しか取り扱ってないのを入札にかけたら、それは競争にもならなかったと思うんですが、そういうことのないような入札の仕方でしたかということを確認したんです。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　済みません、市内の業者さんを指名させてもらっておりますので、その部分については問題ないかなと持ってますけど。

どこの市内業者さんも取引ができるんで、その部分については特に問題ないかなと。特に国内産なんで。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　こっちが指定した機種が、もちろん市内業者、４社、５社が入ってますので、そこに行くんですけど、行く相手時が１社しかないのが今まであったんですよ。そうすると、相手先さんが、ここはあんたとこは100万円、あんたとこは50万円とかいう形で、競争にも何もならなかった入札が過去にあったもので、このペレットストーブで。だから、今はいろんなとこがそういう取り扱い、窓口がたくさん、たくさんというか何社かあって、そういう限定された機種じゃないなということを確認しとんです。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　国内メーカーのほうで選んでますので、今、岸本委員が言われたようなところは特にないと思ってます。

以上です。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　今回の決算に関して、監査委員の方の意見がちょっとここへ出てるんですけども、事前に確認した補助実績報告の中に、一部不適正な処理がされていたと。補助対象者への指導等、改善を図られたいというふうな注記があるんですが、これについて説明していただけますか。

○実友委員長　次長、わかりますか。

暫時休憩します。

午後　２時１９分休憩

午後　２時２３分再開

○実友委員長　暫時休憩を解き、会議を再開いたします。

どちらから。

原田係長。

○原田環境課環境政策係長　補助金の関係ですけども、環境パートナーシップの関係で、２つのプロジェクトの代表者が同じでありまして、その構成員の一部が重複するということがありまして、同じ団体とみなすこともできるというようなことがありました。それから、領収書の添付の仕方についての指摘が一部あったということです。

以上であります。

○実友委員長　岸本委員。

○岸本委員　わかりました。大したことないといえばないですけども、こうやってわざわざ監査委員が指摘しておりますので、自分の担当課のことについては十分その箇所を読んどいていただかないと、何のために監査委員がこうやって書いたのかという意味がわかりませんので、十分注意していただきたいと思います。

以上で終わります。

○実友委員長　次、伊藤委員。

○伊藤委員　宍粟市内のエネルギーの70％を何とか目標として設定してますんで、やっぱりそれに向かっての、平成26年度はこれだけ再生可能エネルギーを生産した、そして何％に近づいたというような、一つの目安としてそれを出してもらいたいなと思うんですけど。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。

70％、農業用と民生用を足してのということで数値目標を掲げております。太陽光とか、数値を拾える部分はわかるんですけども、まだそれ以外の部分について調査して、この年度中に調査できましたら、平成27年度分でも出していきたいなと思っております。

以上です。

○実友委員長　いいですか、ほかございませんか。

それでは、ここで一時休憩をいたしまして、40分から再開をしたいというふうに思います。

暫時休憩をいたします。

午後　２時２６分休憩

午後　２時４０分再開

○実友委員長　それでは、休憩を解き、会議を再開したいというふうに思います。

まず、通告分がございますので、大畑副委員長のほうから質問をお願いいたします。

水口課長。

○水口税務課長　済みません。先ほど大畑副委員長のほうから国保税の収納率の部分で御質疑いただきまして、私、県の目標値が一定示されたものがございますということで、少し不確定な数字で報告したんですけれども、ちょっと書類を確認させていただきまして、報告させていただきます。

県のほうで財政安定化支援方針というものが出されておりまして、県内の標準設定ということで収納率の目標がつくられております。被保険者数が１万人以上、２万人未満ということは、92.5%という数字で、先ほど不確定で報告したんですが、92.5%という数字が一定目標としてされておりますので、改めて報告させていただきます。

以上です。

○実友委員長　それでは、大畑副委員長。

○大畑副委員長　それでは、質問させていただきます。

市の後期の基本計画の中に、大きな柱としまして資源循環型社会をつくるという、そういうことを目指していくという項目がございまして、その一つに低炭素社会の形成、これはCO_2を削減していく社会づくり。２つ目には、廃棄物の減量と再資源化の推進を図るという大きな柱があると思います。そういう観点からもう一度、先ほど申し上げました再生可能エネルギーのところで１つ質問させていただきます。あとごみの減量化・再資源化についてさせていただきます。

先ほど、ペレットストーブとか薪ストーブ、これらについてのCO_2の削減の量の話がされましたが、実は平成25年度まではそのCO_2の削減、いわゆる炭素をお金にかえていくクレジットとして、幾らか国からお金をもらうというような、そういう形で削減に見合った何万円というお金が入っておりましたが、平成26年度については全く取り組みがされていないんですけども、その辺について、いわゆる低炭素社会に向けたそういうクレジットの取り組みについて伺いたいと思います。

それから、次にごみの減量化と再資源化の問題ですけども、この間、家庭ごみの分別収集の徹底と、あるいは３Ｒ活動の普及啓発に努めるということでありましたけども、平成26年度の生ごみ減量化の補助事業、あるいはリサイクル資源の集団回収奨励金、これの実績が平成25年度より少し落ちてるというふうに思うんですが、

この辺についてどのように評価をされてるのかお尋ねします。

それからもう一点、再資源化率、ごみの再資源化率が17.5%というふうに聞いておるんですが、総合計画の目標でいいましたら平成25年度目標値で31.6%と、それから平成27年度目標では32.1%という目標設定がありますが、大きくこれに及ばない状況がありますが、その辺についてどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○実友委員長　順次答弁を求めます。

宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。

まず、１点目のオフセット・クレジットの部分なんですけども、委員が発言されたように平成25年度までは国の買い取り制度がありまして、平成26年度以降はないという状況になっております。森林、オフセット・クレジットそのものについては、豊かな森林があります宍粟市にとっては非常に有利な制度だなというのは、どこの市町から見てもその分には認識しております。その活用によりましてお金が入ってくるという制度という捉え方としては、非常にいいかなとは思っております。

まだ、いろいろと検討なり研究なり進めておりますけども、林野庁が所管されます森林資源の補塡事業であります森林経営計画制度を実施して、その計画的な森林整備ができている団地がまず対象になっていくと。それと、ここがちょっと非常にあれなんですけども、黒字経営のとこについては認証が得られないんじゃなしに、得られにくいということで、そういう観点から見れば、なかなか宍粟市の中ではそこのところについては難しいかなと。また、Ｊ－ＶＥＲの認証を受けましても、日本にCO_2の削減そのものに係る法規制はございませんので、なかなかクレジットの買い手が確保が難しいというようなことがございます。平成25年にはＪ－ＶＥＲと国内クレジットを統合してＪ－クレジットという制度になりまして進んでおりますけども、そのような点を見ても収益の見込みは非常に少ない。ただ、この制度につきましては、いろいろと困難はありますけども、オフセット・クレジットの制度の動向を注目しながら、調査研究していく中で活用できるという状況ができれば、また検討して実施させていただきたいなと思ってます。

それと２点目、生ごみの減量化推進事業でございますけども、御指摘のように幾分か落ちております。市のホームページ等でお知らせしたりとか、いろいろと啓発はさせてもらっておりますけども、私どもの啓発不足があるのか、個人さんの家に

行き渡ったのか、少し減っております。この制度につきましては、成果説明の中にも書いておりますけど、平成27年で終了になっております。継続の是非については、いろんなことを踏まえて今後検討していきたいなと考えております。

それと、リサイクル資源の集団回収奨励金につきましては、年度当初、各学校園所の校長先生、所長、園長を含めて説明させていただいて、ＰＴＡの皆さんの協力のもと、リサイクル活動を推進してくださいねということでお願いはしているところでございますが、どうしても児童生徒数の減少がございます。それに伴いまして、ＰＴＡの会員も必然的に少なくなっております。そのようなことから、年々回収量が減ってるというのは事実でございます。

それと、また市内各所に設置されております資源とか缶の無料回収ボックス、それが年々ふえておりますので、そういう部分についても一つの一因として減ってきておるんではないかなとは認識しております。

再資源化につきましては、今現在にしはりまクリーンセンターに搬入された紙類やとか缶・びん・ペットボトル・布類と、直接資源化するものと、それから不燃ごみ、粗大ごみの中で現場でピックアップさせていただいて、処理後資源化するものと、それらを合わせましてリサイクル率17.5%でございます。どうしても、これも今さっき言わせてもらいました無料回収ボックスの部分でのリサイクル品の減が一つの原因かなとは思ってます。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　まず、最初のクレジットの話なんですけども、御答弁いただいたのはオフセット・クレジットの話で、これは森林吸収の話だったと思うんです。私が言いましたのはカーボン・クレジットのほうなんです。要するに化石燃料を使ったストーブじゃなくて、ペレットストーブとか薪ストーブも対象になるんかと思うんですが、そういうものを使うことで減らされたCO_2がクレジットできると。それが平成25年度まで実績があるというふうに思うんですけど、その取り組みが平成26年度も補助金を出していろいろ進められているのにかかわらず、クレジットの取り組みをされてない、そのことをお聞きしました。もう一度ちょっとお願いします。

○実友委員長　暫時休憩します。

午後　２時５０分休憩

午後　２時５０分再開

○実友委員長　会議を再開します。

宮田課長。

○宮田環境課長　済みません、カーボン・クレジット、オフセット・クレジットと同じという形で、同じ買い取り制度かなという認識で私どもおりました。少し大畑副委員長の言われることでいえば、カーボンは別なんだということになるんであれば、ちょっと今持っておる答えとして違いますので、後日出させてもらうわけにはいかないでしょうか。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長、いかがですか。

○大畑副委員長　資料をまた後日いただきたいんですが、森林吸収のほうは産業部とも絡んでいろいろ取り組んでいかないと非常に難しいと思うんですけど、片やペレットストーブの問題とか、そういうのも環境課で独自に補助金を出してやっておられるんですから、やっぱりそういう総合計画の体系できちっとうたってあるので、そういう全体を把握した上で考えていただきたいなというように思うので、資料もそうですけど、そういう認識でちょっとおってもらいたいなと。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　再度認識させていただきます。また、返事させていただきます。

以上です。

○実友委員長　よろしいですか。

大畑副委員長。

○大畑副委員長　ちょっとこれも再資源化率が非常に低いなというふうに思うんですけど、目標値に対してですよ。この再資源化率は、どこどこの数字を集めて計算されてるのか、ちょっともう一度教えてください。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　再資源化物の分母になりますのは、まずにしはりまの搬入ごみ量、それとリサイクル資源の集団回収の量、それと山崎町片山の瓦なんかの不燃物の処理をさせていただいております量の、それが分母になっております。

それと、リサイクルにつきましては、そこへも書いてありますとおり、にしはりまの部分とリサイクル資源集団回収の部分の合計が分子になっております。

以上です。

○実友委員長　大畑副委員長。

○大畑副委員長　にしはりまへ持ち込んだごみが、分母になってるんですか。宍粟市

で発生する全体のごみが分母なんですか。
○実友委員長　宮田課長。
○宮田環境課長　私どもが仕入れます宍粟市のごみ全体の部分が、分母になっております。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　ということは、店頭回収なんかに持っていかれてる資源ごみとか、そういうものは全く、ここでいう再資源化には反映されてないということなんでしょうか。
○実友委員長　宮田課長。
○宮田環境課長　委員御指摘のとおり、数字的にこちら出てございませんので、入っておりません。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　わかりました。
そしたら、この総合計画である目標三十数%というのは、そもそもそういうところは除いた上でのこの目標数値というふうに考えていいわけですね。となると、17.5%しか達成できてない、その辺の大きな原因は何だというふうに思われるでしょうか。
○実友委員長　宮田課長。
○宮田環境課長　はっきりとした原因は、私ども特にはわかりません、正直なところ。ただ、どうしても市内に置いてあります紙等の資源の無料回収ボックス、非常に年々ふえておりますので、いつ通っても満杯になるような状況で、その部分が非常に影響しているんじゃないかなと思ってます。
以上です。
○実友委員長　大畑副委員長。
○大畑副委員長　影響してるんでしょうね、多分。にしはりまに持っていって、再資源になる部分はバックとして、この平成26年度は1,000万円ぐらいお金が返ってきたと思うんです。市の立場からいうと、できる限りそういうふうにお金になって返ってくる、そのことによって廃棄物処理経費を少しでも抑えていこうということが取り組みになると思うんですけど、周りにそれだけふえてるんですぐらいな認識でええんでしょうか。もう少し何かこの再資源に向けた取り組みを、施策としてしっかり考えいかなあかんなというような思いは持っておられないんでしょうか。
○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。

施策的なものではございませんけども、委員会等でも市民の皆さんが一生懸命集めたことによって発生するこの資源物のお金を部分を広報なりで啓発させていただいて、やっていこうというモチベーションが上がるような形は持っていかなければならないと思ってます。

以上です。

○実友委員長　よろしいですか。

大畑副委員長の質問は終わりました。

ほか、皆さん方から一般で。

福嶋委員。

○福嶋委員　53ページですね、成果説明書。

再生エネルギーの普及促進事業ということで、太陽光パネルが多くここでも、七十何件か設置されております。その設置によって、多くの耕作面積が失われてるという。こういったことについてはどういうふうにお考えですか。

また、安易に地目が変更できるとか、あるいはその地目を変更すれば、その設置面積については免税であるとか、あるいは減税であるとか、そういった処置があるのかないのか。その辺のことを、まず聞きます。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　済みません、失礼します。

太陽光につきましては、個人の家の屋根に乗せられる部分について補助をしている制度でございまして、今、福嶋委員の言われた平地とか農地を潰してとか言う部分についての補助ではございませんので、その部分についての部分ではなく、あくまでも個人の家の上に自分の消費する電気と、余った分を売り電されるということで、この分を補助させていただいております。

以上です。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　ということは、例えば田畑のままの地目変更なしで、そのまま設置されてもいいということになったわけですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　田畑の地目が変更にならなく設置したりとかという意味じゃなしに、私どもはあくまでも個人の家の上にあげられた部分に補助させていただいて、開発行為については環境課のところまでは出てきておりませんので、悪いんですけど把

握できてないというところなんです。

以上です。

○実友委員長　水口課長。

○水口税務課長　済みません、設置される場所の底地のお話が少しありましたので、税務のほうから少し補足させていただきたいと思います。

地目というのは登記地目のことになってまいりますので、設置された現状を見た上で課税をするようにしております。例えば宅地ということはないですけど、雑種地などによくつくられる場合とか、農地、田んぼの休耕田、そういったところに出てくる可能性はございますが、一定それをつくられることで雑種地の評価に変わってくるのかなと思っております。

それと、補助のほうは少し私がこちらでないのであれなんですが、つくられた太陽光、それをもって事業をされるということになってまいりますと、装置そのものが減価償却ということで対象なってまいりますので、固定資産税と言える部分では発生してまいります。それで、底地につきまして地目は変えずとも現況課税ということで、現地を確認させていただいた上で、その用途に応じた課税をさせていただいてると。それと、農地の場合は転用というようなことがございますので、そういったものは恐らく手続をされた上で変更されてるのかなと思っております。

以上でございます。

○実友委員長　福嶋委員にちょっとだけ言っておきますけども、田の転用につきましてはちょうど福嶋委員がお休みのときに担当部のほうから説明がございましたので、またお知らせいたします。

福嶋委員。

○福嶋委員　太陽光の設置において、例えばトラブル。要するに電波というか、そういった障害があるということとか、あるいはもう一点は反射ですね。そういったような苦情というようなものは、市に今までにないですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　あくまでも私が知る範囲では、屋根に設置していただいてる部分については、特に苦情はございません。それから、ほかの部分についても今分では聞いておりません。

以上です。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　そういったことにおいて、住宅の隣に多くのパネルを設置したと。そう

したことによって反射が起きて、どうにも生活ができないというトラブルになって、今もある地域では裁判にまで発展するだろうというようなことがあるんですよね。だから、そういったことも含めて、今後においては十分に気をつけていただきたい。パネル設置においては。

それから、ある家庭では６枚ほど上げてたんだけども、これは誰にでもそういう障害があらわれるというもんじゃなくて、そこの３人暮らしで夫婦と子供さんで、そしてその奥さんに障害が出たと。そういうことで取り外してもとどおりにすると、奥さんの体がよくなったんだというような、こういう現象が最近でもテレビなんかで報道されてましたけど、そういったことも含めて、これから十分にそういったことも考えて、促進事業としてやっていただくことはいいんですけども、十分にそういったことを考えてもらってやっていただきたいと、こういうように思います。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　委員御指摘のように、私も初めて聞いたことなんですけども、その辺も踏まえて推進していきたいと思います。

以上です。

○実友委員長　福嶋委員。

○福嶋委員　もう一点、成果説明書の57ページ、上の段のごみ収集についてですね、運般事業。

これは何年か前に私が指摘したことがあるんですが、入札業者が何名かおられて、委託業になるんですけども、１年間の多分委託になるんだろうと思いますけども、そのときにいわゆる予定価格の、定かではないんですけども40％か何か低かったと思うんですね。それで、これは最低制限価格というものを設けられてるんですかと聞いたときには、いや、全くありませんということだったんですね。上限価格はあるんだけども、最低制限価格がないということを当時は聞いたんですね。だから、それでは業者として本当にもうかってるかどうかわからないので、そのときにどこが適正なのか、そうしたことでは最低制限価格を設けるのがいいんじゃないかなといって質問をしたことがあるんですが、それについてはどういうふうに入札方法とかやっておられるんでしょうか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　失礼します。

平成26年度におきましては、入札行為そのものはございませんでした。今、可燃不燃ごみにつきましては、平成25年と平成26年の複数２カ年、それから資源ごみに

ついて平成24年、平成25年、平成26年の３カ年の契約をさせてもらっておりますので、多分福嶋委員が言われてるのは、平成27年度の新しい、今の中でという話かなと思うんですけど、ちょっと決算とはずれてくるんですけども、基本的に委託については宍粟市だけではなく、多くの自治体もそうだと思うんですけども、最低制限価格はないというような形で運用されておりますので、全体的な部分が変わらないという限りは今の状況で行かせてもらう状況かなと思ってます。

以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　宮田課長のところに集中して申しわけないんですけども、成果説明の55ページ、電気自動車の急速充電器の関係なんですけども、平成26年度で３カ所設置ということなんですけども、これは当初５カ所設置するというような計画があったと思うんです。それで、これは何で３カ所になったんか。大体原因はわかるんやけどね、どうしてなんですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　委員の御指摘のように、補助金が５台来る予定でありましたけども、３台ということになりましたので、まず優先的に３台を設置させていただきました。

以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　この設置については、公的資金を財源として設置しておるわけなんですけども、もう一年早かったら要望どおり設置できとっただろうと思うんです。それで、他市町はもっと早くから設置しておったと思うんです。それで、宍粟市が一番最後になって、そういう資金がないから減らされたと思うんです。そこらのとこが、やっぱりほんまに観光入り込み客とか、市外からの訪問客のために、それを誘致、多く来てもらおうというようなことで設置するわけなんですから、やっぱりもうちょっと研究してやるべきじゃなかったですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　まず、私どものほうは観光も必要なんですけども、環境の部分から対応させていただいて、今、言われるようにもしかしたら１年前やったらそういうことが起きたんかもわかりませんけども、環境の面から昨年度に取り組ませてもらった結果が３台になったと。今後、この観光という面で考えていくということになれば、少し環境からは離れていくんかなという思いはあります。

以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　観光だけのために言うとんじゃないですけども、電気自動車がかなり普及してきたということがあって、市のほうも電気自動車を導入されてます。観光も含めてですけど、環境の面からということでそういう公的資金が導入されとんじゃって、やっぱりもっと早くすれば、もっと便利になっとったと思うんです。今からしようと思ったら、今度は費用が生じてくると思うんで、やっぱりそういう何でもかんでも近隣市町の動向を見てとか言われとんで、やっぱり近隣市町がそうやっとんだったら、いち早く取り組むというような姿勢で行政に臨んでもらいたいと思ってます。

それから、成果説明書の一番最後の58ページ、し尿収集事業なんですけども、これはし尿収集しておる戸数、少ないと思うんですけども、これに対してかなり多額の委託料を支出しておるわけなんです。そこで、収集戸数が多ければ、もうちょっと安くても委託料、委託できると思うんですけども、その収集車を確保するために維持していくためのそういう費用も委託料の中に入っておると思うんです。ですから、戸数がもう少ないんだったら、何らかの方法でし尿収集をしなくてもいいような施策を考えていくほうが、これは2,600万円余り支出されとんで、もう検討すべきじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○実友委員長　宮田課長。

○宮田環境課長　林委員御指摘のように、このし尿くみ取りをしなくもいいような方法があれば、今、そういう方向で向かってきたと思うんですけど、どうしても立地条件的に無理なところとか、それから１人しかいられない方で、どうしても下水等に対応できないとかいろんなことがありますので、その部分については行政が責任を持って対応していかなければならない部分かなとは思ってます。

ただ、そういう方策として何かあれば、私どもも検討させて、ただ、今は正直な話、どうすればこれがなるんかなというのがちょっと見えてない所でございます。

以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　現状では仕方ないと思いますけど、もっとええ方策があれば、また研究してほしいなと思います。

次に行きますけども、この資料のほうの２ページなんですけども、これは国保事業のほうにちょっと飛ぶんですけども、２ページの一番下に保険証の交付状況の一覧表というか表があるんですけども、この中の短期証の交付、これは負担の公平性

を保つために交付しておるわけなんですけども、端的に言えば税金を払ってくださいよということで短期証の交付に切りかえられておると思うんですけども、これは交付世帯、毎年減ってます。それで、そういう短期証を交付する目的、税金を納めてくれという目的が浸透したから、交付世帯が減っておるんじゃないかと思うんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。

○実友委員長　牛谷課長。

○牛谷市民課長　確かに短期証交付世帯は減っております。そのような認識でいいかと思っております。

　以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　短期証の交付が減るということはええんですけども、まだ300世帯余り交付されてます。その中には、税金を納めたくてもなかなか納められないという人もたくさんあると思うんです。

　ですから、この300余りの世帯の中で、ほんまにおさめたいんやけど、おさめられんという人、そういう人がどれぐらい、何割とか。だけどももう税金が高いさかい、よう納めんといって納めておられん人もあるだろうし、もう医者にかからんので要らんわという人もあると思うんです。そこらの把握とかいうんですか、それをされておられますか。

○実友委員長　どうですか。

　小谷課長。

○小谷債権回収課長　済みません、今の林委員さんのお話なんですけども、事細かに336世帯分を把握してるかいわれますと、正直なところ完全に把握はできてないのかなというふうに思います。

　ただ、多少といった場合は１カ月１遍、あるいは年金でお支払いいただくという約束ができてる場合につきましては、２カ月に１遍ということで、保険証の更新をさせていただいてるというようなところになっております。

　今、わかる段階では以上です。

○実友委員長　林委員。

○林委員　資格証の交付も同じことになると思うんですけども、やっぱり税金を納めたいけども、いろいろな事情があって納められんという人が医療機関にかかりにくい、かかれないというような状態になることだけは避けてほしいと思うんです。やっぱりそれなりに事情があると思うんで、税金を払われる方は、短期証になったん

で払えますという人はええと思うんやけども、それなりに低所得者に対してはいろいろな措置はされてますけど、そこらも考えて短期証を交付するときにいろいろと説明してあげてほしいなと思います。

この下に医療費通知、年６回で２万8,000、何件されてますけども、この通知をしておる世帯数はわかりませんか。

○実友委員長　牛谷課長。

○牛谷市民課長　加入世帯が5,828世帯のうち、医療費通知を行っている世帯につきましては正確な数字はわかりませんけれども、ざっと６割ぐらいは送っているのかなと思っております。

○実友委員長　林委員。

○林委員　６割と言われたけども、もうちょっと多いように思うんですけども、何でこういうことを言うかというたら、去年も私、ちょっと言うたと思うんですけども、保険事業の中で、レセ点とか医療費通知とかされてますけど、それ以外に１年間税金を納められて、一回もその世帯で医療費を使っておられない世帯があると思うんです。今、医療費通知されたとこは、医者にかかっておられるということなんですけども、これが６割ほどだというんですけど、もっと医療機関にかかっておられる方はもっと多いと思います。そやけど１年間、税金、かなり限度額が高くなって、負担されておって、医者に一遍もかかっておられない世帯というのがあると思うんです。その世帯は調べられたらわかると思うんですけども、そこらに対してはやっぱりそういう保険事業なので、共助の関係で仕方ないなと思って、元気なうちは税金を納めとこうということで払われておるわけなんです。ですから、一回もお医者にかかっておられない世帯に対しては、何かもっと健康でおってほしいということで、またそれを奨励する意味でも何か考えていただけたらなと思うんです。やっぱり医者にかからんと、税金ばっかりかけよったら、やっぱり医者にかからんから税金は納めんわということにもなりかねませんし、またそういう健康でおられましたということで、何か表彰とかいうことでもないんやけども、何か考えていただいて、されたらそれが励みになって健康でおろうという励みにもなるだろうと思うんで、その保険事業の中でそういうことも取り組んでもらいたいということは去年も言うたと思うんです。そういう考えはないんですか。

○実友委員長　どうでしょうか。次長、ありますか。

牛谷課長。

○牛谷市民課長　健康で税額納められて、病院には医者要らず、確かにあろうかと思

います。その方の世帯等は調べたらわかると思いますけれども、よく頑張ったでしょうみたいなことは表彰する、その方向もいいかと思いますが、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○実友委員長　林委員。

○林委員　表彰とか言いましたけども、そこの世帯には、ちょっとけがでもしたらこれで治してくださいよというような救急箱でも贈るとか、５年に１回とか、そういうことはできるだろうと思うんです。けがなどのときにそういう応急手当てができたら、医者にかからいでもええわけなんで、そうでなかったらちょっとしたことでも医者にかかられるということあり得るんで、検討していただけたらなと思います。

以上です。

○実友委員長　稲田委員。

○稲田委員　国保のさっきの関連なんですけども、短期証交付というのは、これは原則前もって納められない、いろんな事情で発行されてる方もあると思うんですけども、後承認みたいな形で例えば病院等から短期証を発行してもらってくれというような件数は何件くらいありますか。意味わかりますか。

○実友委員長　わかりますか。

稲田委員、ちょっと詳しく。

○稲田委員　病院へかかったときに、保険が失効しているとか入ってない状況のときに、医療費がたくさんかかるから短期証を発行してくださいという例があると思うんですよ、保険証を持ってない方に。

○実友委員長　暫時休憩します。

午後　３時２４分休憩

午後　３時２６分再開

○実友委員長　岡田係長。

○岡田市民課国保年金係長　失礼します。

今、稲田委員さんからの御質問ですけれども、例えばという話で総合病院からといったようなことがありましたけれども、もし短期証の世帯の方で期限が切れておりましてという場合、その場合に病院から短期証を発行してくださいというお電話はありませんが、資格の確認についてはございますので、こちらも御本人様に市役所のほうへは来ていただきたいということでお願いはしております。その際に、債権回収課とのほうの確認もいたしますけれども、もし最悪納付ができなくても、病

院にかからないといけないというときにつきましては、１カ月なりの保険証というものは発行いたしております。

以上です。

○実友委員長　よろしいですか。

稲田委員。

○稲田委員　特例という形で受けとめるんですけども、例えばその納税とか、そういう約束をしていただいて１カ月なりの短期証を発行するということは、その方が今回限りというような形でちゃんと納税の約束を取りつけられるということですね。

○実友委員長　岡田係長。

○岡田市民課国保年金係長　そうです、はい。

○実友委員長　よろしいですか。

ほかございますか。

それでは、ここで市民生活部の審査につきましては、終了したいというふうに思います。

市民生活部の皆さん、お疲れさまでございました。

本日の委員会日程は終了しました。

○大畑副委員長　次回は、９月15日（火）午前９時より再開します。

本日は、これで散会します。

（午後　３時２８分　散会）